

広島市建設工事総合評価落札方式 ガイドライン

令和 7年 4月改定
都市整備局技術管理課

目次

1	概要	1
(1)	はじめに	1
(2)	総合評価落札方式とは.....	1
(3)	広島市の総合評価落札方式について.....	2
ア	総合評価落札方式の実施手順.....	2
イ	対象工事.....	3
ウ	種類(型式).....	3
エ	評価値の算定方式	4
オ	落札者の決定方法	4
カ	評価項目の設定	4
キ	各評価項目の評価基準及び留意事項等.....	9
ク	審査方法.....	41
ケ	技術的所見等の担保	41
コ	評価結果の公表等	44
2	様式等	45
(1)	様式一覧(入札参加者・受注者用).....	45
(2)	様式の作成方法	62

1 概要

(1) はじめに

公共工事の品質確保を目的に、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）が平成17年4月に施行されました。この品確法の基本理念に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「方針」という。）が、平成17年8月26日に閣議決定されました。

この方針では、価格以外の多様な要素を考慮して、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるよう、発注者が工事内容に応じて入札参加者の技術的能力を適切に審査するよう努めることが求められており、その方法として、総合評価落札方式が位置づけられています。

これを受け、本市においては平成18年度に総合評価落札方式を導入し、「広島市建設工事総合評価落札方式実施要領（平成18年5月24日制定）」（以下「要領」という。）を定め、以降、本方式による工事発注に努めてきました。

近年、建設業を取り巻く環境は大きく変化し、特に頻発・激甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上が急務となっており、こうした環境の変化や課題に対応し、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、品確法の一部を改正する法律が令和元年6月14日に公布・施行されました。

本市では改正品確法の趣旨に基づき、総合評価落札方式において評価項目を追加するなどの見直しを適宜行っております。

この「広島市建設工事総合評価落札方式の手引き」は、本市が発注する建設工事のうち、総合評価落札方式による入札を行うものについて概要や事務手続き等をまとめたものです。

(2) 総合評価落札方式とは

総合評価落札方式は、最も安価な価格で応札した企業を落札者とする価格競争型の入札と異なり、企業の持つ優れた技術力を価格以外の要素として評価し、価格と合わせて総合的に評価して落札者を決定する方式です。総合評価落札方式の導入により、入札に参加する企業の技術面での競争を促進し、工事の品質の向上と効率的かつ経済的な公共事業が実施されることが期待されます。

価格以外の要素は、あらかじめ定める評価項目と評価基準に基づき、提出された技術資料等を審査し、これらを数値化することで評価を行います。

なお、地方自治法施行令では、総合評価落札方式と低入札価格調査制度を併用することは認められていますが、総合評価落札方式と最低制限価格制度を併用することは認められていません。

（地方自治法施行令第167条の10の2）

(3) 広島市の総合評価落札方式について

ア 総合評価落札方式の実施手順

本市における総合評価落札方式の実施手順は、図-1のとおりです。



図-1 総合評価落札方式の実施手順

イ 対象工事

総合評価落札方式は、設計金額2億円以上の工事を対象とします。ただし、災害復旧工事については緊急を要するため、総合評価落札方式を適用しません。

ウ 種類(型式)

本市の総合評価落札方式では、対象工事の内容や規模、技術的工夫の余地の程度等に応じて表－1に示す4型式に分類します。

表－1 総合評価落札方式の型式

型式	型式の説明
特別簡易型	<p>技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用するものです。</p> <p>特別簡易型では、企業の工事成績や配置予定技術者の資格等の項目で評価される技術力と価格との総合評価を行います。</p>
簡易型	<p>技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用するものです。</p> <p>簡易型では、特別簡易型で求める企業の工事成績、配置予定技術者の資格等の項目に、簡易な施工計画を加えて評価される技術力と価格との総合評価を行います。</p>
標準型	<p>技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し社会的要請の高い特定の課題について技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものです。</p> <p>標準型では、特別簡易型で求める企業の工事成績、配置予定技術者の資格等の項目に加えて、工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案及び技術提案に係る具体的な施工計画で評価される技術力と価格との総合評価を行います。</p>
高度技術提案型	<p>技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、社会的要請の高い特定の課題について構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものです。</p> <p>高度技術提案型では、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行います。</p>

エ 評価値の算定方式

本市の総合評価落札方式は、価格以外の要素を数値化した技術評価点（標準点＋加算点）を、入札価格等で除して評価値を算出する、除算方式を採用しています。

＜評価値算定式＞

- 入札価格が調査基準価格以上の場合
技術評価点 = 標準点（100点）^{※2}＋加算点（表－2）
評価値^{※1} = 技術評価点／入札価格×100,000,000
- 入札価格が調査基準価格未満の場合
技術評価点 = 標準点（100点）^{※2}＋加算点（表－2）
評価値^{※1} = 技術評価点／調査基準価格×100,000,000

※1 評価値の端数処理は行わないものとします。ただし、評価値の表示は原則として小数第4位止め（小数第5位四捨五入）とします。

※2 標準点は、入札公告及び入札説明書に記載された内容を全て満たした者（有効な入札を行った者）に付与する点数で、100点とします。

表－2 型式別の加算点の例（WTO の場合を除く）

型式	加算点（最大）
特別簡易型	10.8～13.6点
簡易型	18.8～21.6点
標準型	30.8～33.6点
高度技術提案型	工事毎に別途設定

オ 落札者の決定方法

入札に参加しようとする企業（入札参加者）に対して、本市が設定した「技術提案」、「簡易な施工計画」、「企業の施工能力」等の評価項目に関する資料を求め、あらかじめ設定した評価基準に基づき評価して数値化し、上記工の算定式により求めた評価値が最も高かった入札参加者が落札候補者となります。

なお、令和5年9月より、落札候補者の決定に係る評価方法として「自己採点方式」を導入しています。「自己採点方式」の具体的な内容や手順、留意事項等は、「総合評価落札方式に係る「自己採点方式」の実施について」に記載しています。

落札候補者となった入札参加者が、入札参加資格を有することを確認したうえで、当該入札参加者を落札者に決定します。入札参加資格確認や低入札価格調査等により無効となった場合、その他の有効な入札を行った者のうち、最も評価値が高かった入札参加者が落札候補者となります。

カ 評価項目の設定

価格以外の要素となる評価項目は、発注する工事の規模・内容及び技術的難易度（技術的な工夫の余地）に応じて、発注者において工事ごとに設定します（表－3～6）。

なお、高度技術提案型については、評価項目及び配点を工事ごとに別途設定します。

表-3 型式別評価項目一覧

評価分類	評価項目	特別簡易型	簡易型	標準型	ページ	項番
企業の技術力	工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案（※2、3）	△	△	◎	△	△
	技術提案に係る具体的な施工計画（※2、3）	△	△	◎	△	△
	簡易な施工計画（※2、3）	△	◎	△	P.9	(ア)
企業の施工能力	過去2年間の工事成績評定点の平均点（※1）	◎	◎	◎	P.11	(イ)
	過去15年間の同種・同規模工事の施工実績	◎	◎	◎	P.12	(ウ)
	過去2年度の広島市優良建設工事表彰における企業としての表彰実績（※1）	◎	◎	◎	P.14	(エ)
	過去2年間のICT活用工事への取組状況（※1）	○	○	○	P.15	(オ)
	登録基幹技能者の現場配置（※2）	○	○	○	P.16	(カ)
	ISO9001認証取得	◎	◎	◎	P.17	(キ)
配置予定技術者の能力	過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験（※2）	◎	◎	◎	P.18	(ク)
	過去2年度の広島市優良建設工事表彰における技術者としての表彰実績（※1、2）	◎	◎	◎	P.20	(ケ)
	若手技術者の配置（※2）	◎	◎	◎	P.21	(コ)
	継続学習制度の単位（※1、2）	◎	◎	◎	P.22	(サ)
	主任（監理）技術者の資格（※2）	○	○	○	P.23	(シ)
地理的要件	市内における本店の有無（※1）	○	○	○	P.24	(ス)
社会的項目	災害復旧協力等の状況（※1）	◎	◎	◎	P.25	(セ)
	障害者雇用の状況（※1）	◎	◎	◎	P.27	(ソ)
	男女共同参画等への取組状況（※1）	◎	◎	◎	P.28	(タ)
	女性技術者の雇用	◎	◎	◎	P.30	(チ)
	環境対策への取組状況	◎	◎	◎	P.31	(ツ)
	広島市内在住の就職困難者の雇用状況等（※1）	◎	◎	◎	P.32	(テ)
	建設キャリアアップシステムへの登録状況（※1）	◎	◎	◎	P.34	(ト)
	広島製製品の活用（※2）	○	○	○	P.35	(ナ)
	ボランティア清掃の活動状況（※1）	◎	◎	◎	P.37	(ニ)
	職場体験学習の受入れ状況（※1）	◎	◎	◎	P.39	(ヌ)
広島市内企業の活用状況（※2）	○	○	○	P.40	(ネ)	

◎：必須項目 ○：工事の種類、規模や内容により選択

(※1) 特定調達契約（WTO）の場合は、設定できません。

(※2) 評価内容の履行確認が必要な項目です。完成検査の際に履行確認を行い、万が一履行が確認できなかった場合は、ペナルティが発生します。（P.42～43参照）

(※3) ・現場環境改善費を計上する場合、特記仕様書に記載のある実施項目のうち入札時に提出された提案内容に関連するものについては、原則として実施した項目の1つとして扱いません。

・入札時に提出された提案内容について、広島市請負工事成績評定要領実施細目 第3(3)に規定の事項に係る『(様式43) 工事における創意工夫等実施状況報告書』の提出があり、創意工夫における「工夫事項」の各項目に該当する場合は、工事成績評定点の加点評価の対象とします。

表-4 評価項目及び配点一覧（特別簡易型）

評価分類	評価項目	配点 (満点)	
企業の 施工能力	過去2年間の工事成績評定点の平均点	◎	2.5
	過去15年間の同種・同規模工事の施工実績	◎	1.0
	過去2年度の広島市優良建設工事表彰における企業としての表彰実績	◎	1.0
	過去2年間のICT活用工事への取組状況	○	1.0
	登録基幹技能者の現場配置	○	0.5
	ISO9001認証取得	◎	0.5
配置予定 技術者の能力 ※	過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験	◎	1.0
	過去2年度の広島市優良建設工事表彰における技術者としての表彰実績	◎	1.0
	若手技術者の配置	◎	0.5
	継続学習制度の単位	◎	0.5
	主任（監理）技術者の資格	○	0.5
地理的要件	市内における本店の有無	○	0.4
社会的項目	災害復旧協力等の状況	◎	0.4
	障害者雇用の状況	◎	0.4
	男女共同参画等への取組状況	◎	0.2
	女性技術者の雇用	◎	0.2
	環境対策への取組状況	◎	0.4
	広島市内在住の就職困難者の雇用状況等	◎	0.4
	建設キャリアアップシステムへの登録状況	◎	0.4
	広島製製品の活用	○	0.2
	ボランティア清掃の活動状況	◎	0.2
	職場体験学習の受入れ状況	◎	0.2
	広島市内企業の活用状況	○	0.2
配点合計		10.8~13.6	
	必須項目の合計	10.8	
	選択項目の合計	2.8	

◎：必須項目 ○：工事の種別、規模や内容により選択

※複数の配置予定技術者で申請している場合は、配置予定技術者の能力に係る評価項目の得点の合計が最も低い者で評価します。

表-5 評価項目及び配点一覧（簡易型）

評価分類	評価項目	配点 (満点)	
企業の技術力	簡易な施工計画	◎	8.0
企業の 施工能力	過去2年間の工事成績評定点の平均点	◎	2.5
	過去15年間の同種・同規模工事の施工実績	◎	1.0
	過去2年度の広島市優良建設工事表彰における企業としての表彰実績	◎	1.0
	過去2年間のICT活用工事への取組状況	○	1.0
	登録基幹技能者の現場配置	○	0.5
	ISO9001認証取得	◎	0.5
配置予定 技術者の能力 ※	過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験	◎	1.0
	過去2年度の広島市優良建設工事表彰における技術者としての表彰実績	◎	1.0
	若手技術者の配置	◎	0.5
	継続学習制度の単位	◎	0.5
	主任（監理）技術者の資格	○	0.5
地理的要件	市内における本店の有無	○	0.4
社会的項目	災害復旧協力等の状況	◎	0.4
	障害者雇用の状況	◎	0.4
	男女共同参画等への取組状況	◎	0.2
	女性技術者の雇用	◎	0.2
	環境対策への取組状況	◎	0.4
	広島市内在住の就職困難者の雇用状況等	◎	0.4
	建設キャリアアップシステムへの登録状況	◎	0.4
	広島製製品の活用	○	0.2
	ボランティア清掃の活動状況	◎	0.2
	職場体験学習の受入れ状況	◎	0.2
広島市内企業の活用状況	○	0.2	
配点合計		18.8~21.6	
	必須項目の合計	18.8	
	選択項目の合計	2.8	

◎：必須項目 ○：工事の種類、規模や内容により選択

※複数の配置予定技術者で申請している場合は、配置予定技術者の能力に係る評価項目の得点の合計が最も低い者で評価します。

表－6 評価項目及び配点一覧（標準型）

評価分類	評価項目	配点 (満点)	
企業の技術力	工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案	◎	10.0
	技術提案に係る具体的な施工計画	◎	10.0
企業の 施工能力	過去2年間の工事成績評定点の平均点	◎	2.5
	過去15年間の同種・同規模工事の施工実績	◎	1.0
	過去2年度の広島市優良建設工事表彰における企業としての表彰実績	◎	1.0
	過去2年間のICT活用工事への取組状況	○	1.0
	登録基幹技能者の現場配置	○	0.5
	ISO9001認証取得	◎	0.5
配置予定 技術者の能力 ※	過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験	◎	1.0
	過去2年度の広島市優良建設工事表彰における技術者としての表彰実績	◎	1.0
	若手技術者の配置	◎	0.5
	継続学習制度の単位	◎	0.5
	主任（監理）技術者の資格	○	0.5
地理的要件	市内における本店の有無	○	0.4
社会的項目	災害復旧協力等の状況	◎	0.4
	障害者雇用の状況	◎	0.4
	男女共同参画等への取組状況	◎	0.2
	女性技術者の雇用	◎	0.2
	環境対策への取組状況	◎	0.4
	広島市内在住の就職困難者の雇用状況等	◎	0.4
	建設キャリアアップシステムへの登録状況	◎	0.4
	広島製製品の活用	○	0.2
	ボランティア清掃の活動状況	◎	0.2
	職場体験学習の受入れ状況	◎	0.2
	広島市内企業の活用状況	○	0.2
		30.8～33.6	
配点合計	必須項目の合計	30.8	
	選択項目の合計	2.8	

◎：必須項目 ○：工事の種別、規模や内容により選択

※複数の配置予定技術者で申請している場合は、配置予定技術者の能力に係る評価項目の得点の合計が最も低い者で評価します。

キ 各評価項目の評価基準及び留意事項等

(ア) 簡易な施工計画

評価内容	評価基準	評価点
技術資料に記載された技術的所見を評価します。	技術的所見は、以下の視点で評価します。 <ul style="list-style-type: none"> • 実施することが認められるか • 工夫されているか • 効果が期待できるか • 具体的であるか 	8.0 ~ 0.0
提出書類		
<ul style="list-style-type: none"> • 技術資料（様式一総1） • 添付資料（技術的所見の根拠となる図や製品、工法等を紹介する資料（必要な場合）） 		
評価における留意事項		
<ul style="list-style-type: none"> • 技術資料（様式一総1）を提出しなかった者及び必要事項が記入されていない技術資料（様式一総1）を提出した者の入札は無効とする。また、技術的所見の記入が無い場合及び無いに等しい場合も、その技術資料（様式一総1）を提出した入札参加者の入札を無効とします。 • 提出した技術資料（様式一総1）が、複数枚に記載されている場合及び、技術資料（様式一総1）下部の注を削除するなど様式を変更した場合には、その入札を無効とします。 • 技術的所見が、設計図書等や関係法令を遵守していない場合には、その技術資料（様式一総1）を提出した入札参加者の入札を無効とすることがあります。 • 技術資料（様式一総1）の1つの技術的所見の文字数が150文字を超えた場合は、その技術的所見は評価しません。 <p>【技術的所見の文字数の例】</p> <p>文字数は、半角文字、上付き文字、下付き文字、カッコ及び句読点等も1文字として扱います。また、環境依存文字については、1文字とカウントします。</p> <p>（例1）〇〇〇の設置場所は、〇〇〇に1基設置します。（規格：〇〇）→29文字</p> <p>（例2）上付き文字 m²→2文字 半角カッコ (株)→3文字</p> <p>（例3）環境依存文字 (株)→1文字 m³→1文字</p> <ul style="list-style-type: none"> • 技術資料（様式一総1）の技術的所見の記入欄に、図面等を添付（貼付）されている技術的所見は評価しません。 • 技術的所見の根拠となる図や製品、工法等を紹介する資料は、1つの技術的所見につき1枚（A4サイズ）まで資料の添付を認めます。なお、技術的所見を、添付資料に記入している場合には、その技術的所見は評価しません。 • 添付資料に提案者の会社名及び提案者が施工した工事名などの記入があった場合は、<u>すべて</u> 		

の技術的所見を評価しません。

- 技術的所見は、施工上の課題数に限らず最大4つまでとし、5つ目以降の技術的所見は評価しません。
- 「また」、「この他」、「さらに」の表現を用いるなど、1つの技術的所見で複数の提案を記入している場合は、その技術的所見は評価しません。

(例)「〇〇〇(製品名)をA-1(設置場所)に設置します。また(この他)、△△△(機械名)については、□□□(タイプA(規格))を使用します。」→ 複数提案と判断して、評価しない。

- 他機関又は他工事との協議又は調整、第三者との調整・協力等が必要となるような実現性が不明確な提案は、原則認めません。また、その技術的所見は評価しません。
- 指定された工種又は仮設に関する記述内容において仕様書等に違反する記述があり、求める性能を確保することが困難であると判断されるものについては、認めません。また、その技術的所見は評価しません。
- 以下に示すような、同様な内容の提案を複数の技術的所見に分けて記載されている場合は、一つの提案として判断し評価します。

【提案するものの設置場所が異なるだけの提案】

(例)「〇〇〇(製品名)をA-1(設置場所)に設置します。」
「〇〇〇(製品名)をA-2(設置場所)に設置します。」 } 一つの提案として評価

【同一作業において使用する同一機械の規格が異なるだけの提案】

(例)「□□□(タイプA(規格))を使用します。」
「□□□(タイプB(規格))を使用します。」 } 一つの提案として評価

- 曖昧な内容や履行の状況が具体的に確認、検査できない内容は、「具体的である」と判断しません。

【技術的所見の内容が曖昧な記入】

(例)「〇〇の場合には〇〇する」、「必要に応じて〇〇する」、「〇〇するよう努める」、
「可能な限り〇〇する」

【技術的所見の内容において、履行の状況が具体的に確認、検査できない内容】

(例) 履行場所、履行範囲、使用材料(製品名)、使用機器名が不明確な場合

- 提出した技術資料(様式一総1)は、評価に関らず、契約書に特約事項として添付し、契約後は、技術資料(様式一総1)に記載した技術的所見の内容を施工計画書に記載することとします。ただし、実施することが認められない技術的所見については、特約事項にその旨を記載します。

(1) 過去2年間の工事成績評定点の平均点

評価内容	評価基準	評価点				
過去2年間の発注工種と同工種（当該工事）の工事成績評定点の平均点が高い企業を優位に評価します。	算定式は次の式による。 $\frac{(\text{工事成績評定平均点} - \text{当該工種の平均点(A)}) \times \text{配点(2.5点)}}{(\text{当該工種の上限点(B)} - \text{当該工種の平均点(A)})}$	2.5 ～ 0.0				
提出書類						
<ul style="list-style-type: none"> 都市整備局技術管理課が発行する「完成工事平均成績の開示」の写し 						
評価における留意事項						
<ul style="list-style-type: none"> 本評価項目における過去2年間とは、以下のとおりです。 <table border="1" data-bbox="279 887 1102 992" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th data-bbox="279 887 517 936">発注年度（例）</th> <th data-bbox="517 887 1102 936">対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="279 936 517 992">令和7年度</td> <td data-bbox="517 936 1102 992">令和5年1月1日～令和6年12月31日</td> </tr> </tbody> </table> 各工種の平均点(A)及び上限点(B)は、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」に掲げます。ただし、平均点及び上限点が設定されていない工種の工事においては、評価基準、提出書類等を別途定めることがあります。 得点は、算定式により求めた値の小数第2位を切り捨てた値とし、上限は、2.5点とします。 			発注年度（例）	対象期間	令和7年度	令和5年1月1日～令和6年12月31日
発注年度（例）	対象期間					
令和7年度	令和5年1月1日～令和6年12月31日					

(ウ) 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績

評価内容	評価基準	評価点				
過去15年間の同種・同規模工事の施工実績を有する企業を優位に評価します。	広島市又は他の公共発注機関の施工実績あり	1.0				
	上記以外の施工実績あり	0.5				
	施工実績なし（提出書類の不備を含む。）	0.0				
提出書類						
以下の①及び、②により確認します。ただし、②を提出することができない場合は、③により確認します。						
① 同種・同規模工事施工実績調書（様式一総3）						
② 一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されているデータの写し						
③ 施工実績証明書又は契約書（注文書又は請書を含む。）の写し						
評価における留意事項						
<ul style="list-style-type: none"> 同種・同規模工事の施工実績は、公告日の属する年度の直前15か年度前の4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した工事を評価対象とします。 						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>発注年度（例）</th> <th>評価対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度</td> <td>平成22年4月1日～開札日まで</td> </tr> </tbody> </table>			発注年度（例）	評価対象	令和7年度	平成22年4月1日～開札日まで
発注年度（例）	評価対象					
令和7年度	平成22年4月1日～開札日まで					
<ul style="list-style-type: none"> 同種・同規模工事の条件は、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」に掲げます。また、入札公告で特に明記していない限り、1件の工事で条件を満たしていなければなりません。 共同企業体による施工実績については、出資割合が20%以上の構成員に限り評価対象とします。 他の公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び建設業法施行規則第18条に掲げる法人とします。 ②又は③のいずれの場合であっても、同種・同規模工事の条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものに限り評価対象とします。これらの書類で確認できない場合は、<u>設計図書及び仕様書等（以下「設計図等」といいます。）も併せて添付してください。</u>民間工事の場合も同じです。） 民間工事の場合の証明方法は、次のa又はbによります。 <ul style="list-style-type: none"> a. 施工実績証明書 <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事監理を行った者が発行した実績証明書（証明者の押印があるもの。写し可） 						
※工事監理者が当該証明物件との関係が明らかであるものも併せて提出してください。						

(2) 上記(1)が提出できないときは、注文者（施主）が発行した実績証明書

b. 契約書（注文書又は請書を含む。）の写し

- 注文者（施主）による原本確認及び竣工確認があるもの

文例)「この契約書（請書）の写しは、原本と相違ありません。また、契約書（注文書）の内容どおり施工されたことに相違ありません。」という旨の注文者（施主）による記名があるもの。

a、bのいずれの場合も施工実績において、入札参加条件を満たしている元請として施工したことが明記されているものに限りませす。

また、証明の内容に虚偽があった場合は、受注者である入札参加資格確認申請者がその責めを負う旨の誓約文を付記し、記名してください。

文例)「上記の証明事項について、万一、事実と相違するものがあつた場合の責めは全て私が負うものとし、入札参加資格の喪失や指名停止の措置等を取られても一切異議の申立てをいたしません。」(記名)

- 会社の施工実績が共同企業体によるものである場合には、申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付してください(「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されているデータの写し、施工実績証明書又は契約書の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はありません。)
- 平成18年6月1日以降に完了した本市の工事で、成績評定が60点未満のものは、施工実績として認めません。

(I) 過去2年度の広島市優良建設工事表彰における企業としての表彰実績

評価内容	評価基準	評価点				
過去2年度の広島市優良建設工事表彰の表彰実績がある企業を優位に評価します。	特別表彰の実績あり	1.0				
	表彰実績あり	0.5				
	表彰実績なし（提出書類の不備を含む。）	0.0				
提出書類						
<ul style="list-style-type: none"> 優良建設工事特別表彰又は優良建設工事表彰の表彰状の写し 						
評価における留意事項						
<ul style="list-style-type: none"> 広島市優良建設工事特別表彰及び広島市優良建設工事表彰における企業としての表彰実績は、公告日の属する年度の前年度または前々年度の表彰実績を評価対象とします。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>発注年度（例）</th> <th>評価対象の表彰年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度</td> <td>令和5年度・令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 発注工事と同工種の表彰実績を評価します。 			発注年度（例）	評価対象の表彰年度	令和7年度	令和5年度・令和6年度
発注年度（例）	評価対象の表彰年度					
令和7年度	令和5年度・令和6年度					

(カ) 過去2年間のICT活用工事への取組状況

評価内容	評価基準	評価点				
過去2年間のICT活用工事の施工実績がある企業を優位に評価します。	広島市発注のICT活用工事の施工実績あり	1.0				
	広島市発注の簡易型ICT活用工事の施工実績あり	0.5				
	施工実績なし（提出書類の不備を含む。）	0.0				
提出書類						
<p>以下の①及び②の資料により確認します。</p> <p>① ICT活用工事への取組状況（様式一総5）</p> <p>② 工事成績評定通知書（別記様式第1号）（ICT活用工事又は簡易型ICT活用工事の実績が確認できるものに限る。）</p> <p>ただし、評定の対象でない工事については以下の①、③及び④により確認します。</p> <p>① ICT活用工事への取組状況（様式一総5）</p> <p>③ 変更契約書の鑑の写し</p> <p>④ 変更設計書（ICTでの施工が確認できる範囲）の写し</p>						
評価における留意事項						
<ul style="list-style-type: none"> ICT活用工事の施工実績は、公告日の属する年度の直前2か年度前の4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した工事を評価対象とします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>発注年度（例）</th> <th>評価対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度</td> <td>令和5年4月1日～開札日まで</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ICT活用工事及び簡易型ICT活用工事とは、「広島市ICT活用工事実施要領」に基づき実施された工事をいいます。 ICT活用工事及び簡易型ICT活用工事の施工実績は、広島市発注工事のみ評価対象とします。 			発注年度（例）	評価対象	令和7年度	令和5年4月1日～開札日まで
発注年度（例）	評価対象					
令和7年度	令和5年4月1日～開札日まで					

(カ) 登録基幹技能者の現場配置

評価内容	評価基準	評価点
入札公告で指定した登録基幹技能者を現場配置する企業を優位に評価します。	現場配置する	0.5
	現場配置しない（提出書類の不備を含む。）	0.0
提出書類		
<ul style="list-style-type: none"> 登録基幹技能者の現場配置（様式一総6） 		
評価における留意事項		
<ul style="list-style-type: none"> 現場配置を求める登録基幹技能者の種類及び従事する工種は、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」に掲げます。また、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」に、複数の登録基幹技能者の種類及び工種を掲げている場合は、いずれかを選択してください。 複数の登録基幹技能者を配置する場合でも、当該評価項目における評価点は0.5点です。 主任（監理）技術者及び現場代理人は評価対象としません。 元請に限らず、下請負人が登録基幹技能者を配置する場合も評価対象とします。 登録基幹技能者の現場配置は、該当する工種の施工期間中のみで構いません。 登録基幹技能者の途中交代は認めます。 共同企業体での申請の場合、<u>共同企業体の代表者のみが登録基幹技能者の現場配置（様式一総6）を提出してください。</u>共同企業体の代表者以外の者は提出不要です。評価については、共同企業体の代表者から提出のあった登録基幹技能者の現場配置（様式一総6）にて評価します。 		

(#) ISO9001 認証取得

評価内容	評価基準	評価点
ISO9001の認証を取得している企業を優位に評価します。	認証取得あり	0.5
	認証取得なし（提出書類の不備を含む。）	0.0
提出書類		
• 登録証及び付属書の写し		
評価における留意事項		
• ISO9001の認証は、開札日において、有効期限が切れていないもので、かつ、本市と契約を締結する権限を有している広島市内の事業所が認証取得している場合にのみ評価対象とします。		
• 認証の範囲は、建設工事の施工に関するものに限りします。		

(ウ) 過去 15 年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験

評価内容	評価基準	評価点				
過去 15 年間の同種・同規模工事の施工経験を有する技術者を優位に評価します。	広島市又は他の公共発注機関の施工経験あり	1.0				
	上記以外の施工経験あり	0.5				
	施工経験なし（提出書類の不備を含む。）	0.0				
提出書類						
以下の①及び、②により確認します。ただし、②を提出することができない場合は、③により確認します。						
① 同種・同規模工事施工経験調書（様式一総 7）						
② 一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されているデータの写し						
③ 実績証明書又は契約書（注文書又は請書を含む。）の写し						
評価における留意事項						
<ul style="list-style-type: none"> 同種・同規模工事の施工経験は、公告日の属する年度の直前 15 か年度前の 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡し完了した工事を評価対象とします。 						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>発注年度（例）</th> <th>評価対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 7 年度</td> <td>平成 22 年 4 月 1 日～開札日まで</td> </tr> </tbody> </table>			発注年度（例）	評価対象	令和 7 年度	平成 22 年 4 月 1 日～開札日まで
発注年度（例）	評価対象					
令和 7 年度	平成 22 年 4 月 1 日～開札日まで					
<ul style="list-style-type: none"> 同種・同規模工事の条件は、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」に掲げます。また、入札公告で特に明記していない限り、1 件の工事で条件を満たしていなければなりません。 同種・同規模工事の条件を満たす工事に、工期の全期間（工事着手日～工事完成日）に渡って主任（監理）技術者または現場代理人として従事していた場合にのみ評価します。ただし、主任（監理）技術者においては専任を要しない期間及び配置を要しない期間、現場代理人においては常駐を要しない期間を除きます。 なお、鋼構造物工事又は機械器具設置工事等の認定工種において、製作と架設（据付）でそれぞれ別の主任（監理）技術者を配置している場合には、架設（据付）の全期間に配置されていることとします。 また、工事着手日選択型契約方式適用工事や工事が予定より早く竣工したこと等により、コリンズの契約工期と技術者の従事期間が異なる場合は、前述の内容が確認できる資料（工事打合せ簿や発注機関が検査によって工事の完成を確認した日が確認できる資料等）の添付があれば評価します。 共同企業体による施工経験については、出資割合が 20% 以上の場合に限り評価対象とします。 他の公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表 1 に掲げる公共法人（地方公共団 						

体を除く。)及び建設業法施行規則第18条に掲げる法人とします。

- ②又は③のいずれの場合であっても、同種・同規模工事の条件とした施工経験の具体的な内容を確認するために必要な場合、設計図書、仕様書等及び提出書類等（発注者へ提出した技術者届、工程表等）の写しを提出してください。民間工事の場合も同じです。）。
- 民間工事の場合の証明方法は、次の a 又は b によります。
 - a. 実績証明書
 - b. 受注者が発注者（施主）に提出した技術者選任通知書等の写し
- 技術者の施工経験が共同企業体によるものである場合には、申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付してください（「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されているデータの写し、実績証明書又は受注者が発注者（施主）に提出した技術者選任通知書等の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はありません。）。

(ウ) 過去2年度の広島市優良建設工事表彰における技術者としての表彰実績

評価内容	評価基準	評価点				
過去2年度の広島市優良建設工事表彰の表彰実績がある技術者を優位に評価します。	特別表彰の実績あり	1.0				
	表彰実績あり	0.5				
	表彰実績なし（提出書類の不備を含む。）	0.0				
提出書類						
<ul style="list-style-type: none"> 優良技術者特別表彰又は優良技術者表彰の表彰状の写し 						
評価における留意事項						
<ul style="list-style-type: none"> 広島市優良建設工事特別表彰及び広島市優良建設工事表彰における技術者としての表彰実績は、公告日の属する年度の前年度または前々年度の表彰実績を評価対象とします。 						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>発注年度（例）</th> <th>評価対象の表彰年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度</td> <td>令和5年度・令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>			発注年度（例）	評価対象の表彰年度	令和7年度	令和5年度・令和6年度
発注年度（例）	評価対象の表彰年度					
令和7年度	令和5年度・令和6年度					
<ul style="list-style-type: none"> 発注工事と同工種の表彰実績を評価します。 						

(1) 若手技術者の配置

評価内容	評価基準	評価点
配置予定技術者に若手技術者を配置する場合、優位に評価します。	開札日において、配置予定技術者が満年齢40歳以下	0.5
	上記以外の年齢	0.0
提出書類		
<ul style="list-style-type: none">一般競争入札参加確認申請書に添付された配置予定技術者調書（様式3-1）の写し及びその確認書類の写し		
評価における留意事項		
<ul style="list-style-type: none">提出する確認書類においては、配置予定技術者の生年月日の記載がされていることが必要です。生年月日の記載がない場合は、別途公的機関が発行した生年月日入りの書類（運転免許証等）の写しを提出してください。生年月日を確認できない場合は評価しません。		

(イ) 継続学習制度の単位

評価内容	評価基準	評価点												
配置予定技術者に継続学習制度の単位を取得している技術者を配置する場合、優位に評価します。	次のいずれかに該当すること。 a. 建設系CPD協議会に加盟している団体が運営している継続学習制度のうち10単位／年以上 b. 建築CPD運営会議が運営している建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度のうち10時間／年以上	0.5												
	上記該当なし（提出書類の不備を含む。）	0.0												
提出書類														
a. 建設系CPD協議会に加盟している団体が運営している継続学習制度の場合 <ul style="list-style-type: none"> 学習履歴証明書等の写し（各団体発行） b. 建築CPD運営会議が運営している建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度の場合 <ul style="list-style-type: none"> 建築CPD実績証明書 														
評価における留意事項														
<ul style="list-style-type: none"> 継続学習制度の単位は、公告日の属する年度の前年度4月1日から開札日までの期間のうち、任意の1年間において、指定する単位又は時間数を取得しているものを評価対象とします。 														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公告日（例）</th> <th>証明期間</th> <th>評価対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">令和7年7月1日</td> <td>令和6年7月1日～令和7年6月30日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>令和6年4月1日～令和7年3月31日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>令和6年3月1日～令和7年2月28日</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>令和5年4月1日～令和6年3月31日</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	公告日（例）	証明期間	評価対象	令和7年7月1日	令和6年7月1日～令和7年6月30日	○	令和6年4月1日～令和7年3月31日	○	令和6年3月1日～令和7年2月28日	×	令和5年4月1日～令和6年3月31日	×	
公告日（例）	証明期間	評価対象												
令和7年7月1日	令和6年7月1日～令和7年6月30日	○												
	令和6年4月1日～令和7年3月31日	○												
	令和6年3月1日～令和7年2月28日	×												
	令和5年4月1日～令和6年3月31日	×												

(9) 主任（監理）技術者の資格

評価内容	評価基準	評価点
入札公告で指定した資格を有する技術者を配置する場合、優位に評価します。	指定した資格あり	0.5
	指定した資格なし（提出書類の不備を含む。）	0.0
提出書類		
<ul style="list-style-type: none">資格者証等（指定した資格を所持していることが確認できる部分）の写し		

(7) 市内における本店の有無

評価内容	評価基準	評価点
本市内に、建設業法上の主たる営業所を有している場合、優位に評価します。	広島市内に建設業法上の主たる営業所あり	0.4
	その他	0.0
提出書類		
不要		
評価における留意事項		
<ul style="list-style-type: none">市内における本店の有無は、開札日を基準として評価します。		

(七) 災害復旧協力等の状況

評価内容	評価基準	評価点				
災害復旧協力の実績等を有する場合、優位に評価します。	過去5か年度に、広島市発注の災害関連工事の受注実績あり	0.4				
	開札日前に、「広島市災害応急対策に係る協力事業者」の登録あり	0.2				
	上記該当なし（提出書類の不備を含む。）	0.0				
提出書類						
<p>a. 広島市発注の災害関連工事の受注実績 以下の①及び②により確認します。</p> <p>① 災害関連工事の受注時の契約書（工事名、契約日、発注者及び受注者が確認できる部分）の写し</p> <p>② 工事設計書（予算科目の款が「災害復旧費」となっていることが確認できる部分）の写し</p> <p>b. 「広島市災害応急対策に係る協力事業者」に登録されていることを証明する次のいずれかのもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 広島市災害協力事業者登録申込書の写し（広島市危機管理室（平成26年度以前は消防局が所管）の受付印のあるもの（受付印の年月日は、問わない。） 危機管理室災害予防課（平成26年度以前は消防局が所管）が発行する広島市災害応急対策に係る協力事業者登録証明の写し（証明の年月日は、問わない。） 						
評価における留意事項						
<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧協力等の状況は、公告日の属する年度の直前5か年度前の4月1日以降の元請けとしての受注実績を評価対象とします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>発注年度（例）</th> <th>評価対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度</td> <td>令和2年4月1日～開札日まで</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 評価対象期間内に元請けとして当初契約を締結していれば、開札日時点で完成・引渡しが完了していない工事についても評価対象とします。 評価対象期間以前に当初契約を締結した工事については、評価期間内に完成・引渡しが完了した工事、開札日時点で完成・引渡しが完了していない工事のいずれも評価対象と<u>しません</u>。 災害関連工事とは、工事設計書の予算科目の款が「災害復旧費」となっている工事をいいます。 災害関連工事の受注実績については、本市が発注したもののみ評価対象とします。 			発注年度（例）	評価対象	令和7年度	令和2年4月1日～開札日まで
発注年度（例）	評価対象					
令和7年度	令和2年4月1日～開札日まで					

- 「広島市災害応急対策に係る協力事業者」の登録については、広島市災害応急対策に係る協力事業者の登録等に関する要綱（平成18年6月1日施行）の規定に基づき、災害協力事業者として登録されている場合に評価対象とします。
- 開札日において、災害協力事業者として登録されていることが確認できない場合（登録の抹消を届出た場合又はその他の理由により登録を取消された場合を含む。）は、評価対象としません。

(ウ) 障害者雇用の状況

評価内容	評価基準	評価点
障害者を法定雇用率以上に雇用している場合、優位に評価します。	障害者雇用率が5.0%以上	0.4
	障害者雇用率が2.5%以上	0.2
	障害者雇用率が2.5%未満（書類未提出を含む。）	0.0
提出書類		
<p>a. 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公共職業安定所へ報告した「障害者雇用状況報告書（事業主用）」（直近の6月1日のもの）（写し）（受付印のあるもの） なお、電子申請を行った場合は、申請画面を印刷し、事業主控としたものの写しを提出すること。 <p>b. 上記 a 以外の事業者で障害者を常用（直接的かつ恒常的に）雇用している場合 以下の①、②及び③により確認します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 開札日の直近の1日現在で作成した障害者雇用状況調書（様式一総8） ② 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳の写し ③ 常用雇用していることが確認できる書類 		
評価における留意事項		
<ul style="list-style-type: none"> • 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者が、上記「提出書類」b に示す書類を提出した場合は、評価対象としません。 • aについては、開札日が6月1日から7月15日までの間であり、かつ、開札日の属する年の6月1日現在における報告を行っていない場合は、開札日の属する年の前年の6月1日現在の報告書を評価対象とします。 • 常用雇用していることが確認できる書類とは、「現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認 について」に準じます。 		

(カ) 男女共同参画への取組状況

評価内容	評価基準	評価点
男女共同参画に積極的に取り組む企業を優位に評価します。	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>a. 開札日前に、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「一般事業主行動計画」の策定（100人以下）又は認定あり</p> <p>b. 開札日前に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「一般事業主行動計画」の策定（100人以下）又は認定あり</p> <p>c. 開札日前に、広島市「女性と若者が輝く企業」の認定あり</p> <p>d. 開札日前5年以内に、男女共同参画関連表彰の受賞あり</p>	0.2
	上記該当なし（提出書類の不備を含む。）	0.0
提出書類		
<p>a-1 開札日前において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第4項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定している場合（労働者100人以下の事業者に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 都道府県労働局に提出した行動計画の写し（受領印のあるもの） <p>a-2 開札日前において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定に基づく認定を受けている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> • 都道府県労働局が発行した認定通知書の写し <p>b-1 開札日前において、女性活躍推進法（平成27年法律第64号）第8条第7項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定している場合（労働者100人以下の事業者に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 都道府県労働局に提出した行動計画の写し（受領印のあるもの） <p>b-2 開札日前において、女性活躍推進法（平成27年法律第64号）第9条の規定に基づく認定を受けている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> • 都道府県労働局が発行した認定通知書の写し <p>c 広島市「女性と若者が輝く企業」の認定を受けている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> • 認定証の写し <p>d 開札日前5年以内に、男女共同参画関連表彰を受賞している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> • 内閣府が行う女性のチャレンジ支援策に基づく女性のチャレンジ賞、女性のチャレンジ支援賞又は女性のチャレンジ賞特別部門賞（企業の代表者が受賞している場合を含む。） 		

の表彰状の写し

- 内閣府が行う子どもと家族を応援する日本功労者表彰の表彰状の写し
（申請者の代表者が受賞している場合を含む。）
- 広島市男女共同参画推進事業者表彰の表彰状の写し

(f) 女性技術者の雇用

評価内容	評価基準	評価点
発注工種の主任技術者又は監理技術者となり得る女性技術者を雇用している企業を優位に評価します。	当該工種の主任技術者又は監理技術者となり得る女性技術者(主任技術者になり得る者の場合は国家資格を有する者)と直接的かつ恒常的な雇用関係(開札日以前1年以上の雇用期間が必要)あり	0.2
	上記該当なし(提出書類の不備を含む。)	0.0
提出書類		
<p>a. 主任技術者になり得る者の場合</p> <p>以下の①、②及び③により確認します。</p> <p>①国家資格の取得を証明できるもの(合格証明書等)の写し</p> <p>②常用雇用していることが確認できる書類の写し</p> <p>③性別を確認できる書類(マイナンバーカード等)の写し</p> <p>b. 監理技術者になり得る者の場合</p> <p>以下の①、②及び③により確認します。</p> <p>①監理技術者資格者証(当該工種の資格を有するもの)の写し(表面・裏面)</p> <p>②常用雇用していることが確認できる書類の写し(開札日以前1年以上の雇用関係を①により証明できない場合のみ)</p> <p>④ 性別を確認できる書類(マイナンバーカード等)の写し</p>		
評価における留意事項		
<ul style="list-style-type: none"> • 代表者である場合は、評価対象としません。 • 主任技術者となり得る者で、実務経験のみにより資格を有することとなる場合は、評価対象としません。 • 複数の技術者を雇用している場合、提出書類は1人分のみでかまいません。 • 女性技術者は、本件工事の配置予定技術者でなくても評価対象とします。 • 常用雇用していることが確認できる書類とは、「現場代理人、主任(監理)技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認 について」に準じます。 • 性別を確認できる書類は、マイナンバーカード、パスポート等、公的機関が発行したものに限り、令和7年12月1日までは、健康保険証による確認を認めます。 		

(ツ) 環境対策への取組状況

評価内容	評価基準	評価点
環境対策に積極的に取り組む企業を優位に評価します。	次のいずれかに該当すること。 a. ISO14001又はエコアクション21の認証取得あり b. ひろしまエコ事業所認定制度の認定あり	0.4
	上記該当なし（提出書類の不備を含む。）	0.0
提出書類		
a. ISO14001又はエコアクション21の登録証及び附属証の写し（認証された事業所・範囲、有効期限が確認できるもの） b. 「ひろしまエコ事業所認定制度」の認定書の写し		
評価における留意事項		
<ul style="list-style-type: none"> • 環境対策への取組状況は、開札日において、認証取得又は認定を受けているものを評価対象とします。 • a については、本市と契約を締結する権限を有する広島市内の事業所が認証取得（建設工事の施工に関するものに限る。）している場合にのみ評価対象とします。 • b については、本市と契約を締結する権限を有する広島市内の事業所の認定証のみ評価対象とします。 		

(7) 広島市内在住の就職困難者の雇用状況等

評価内容	評価基準	評価点
<p>広島市内在住の就職困難者の雇用に積極的に取り組む企業を優位に評価します。</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>a. 開札日前2年以内に、広島市内在住の失業者1人以上を正規従業員として採用し、開札日現在、継続的に雇用していること。</p> <p>ただし、入札公告等に定める資金的関係若しくは人的関係のある会社を離職した者は認めない。</p> <p>b. 広島保護観察所に協力雇用主として登録し、広島市内在住の「保護観察」又は「更正緊急保護」の対象者に対して、次のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> • 開札日前2年以内に、対象者を雇用(雇用形態不問)した実績あり • 開札日前2年以内に、対象者に事業所見学会又は職場体験講習の実施あり 	0.4
	<p>上記該当なし(提出書類の不備を含む。)</p>	
提出書類		
<p>a. 開札日前2年以内に、広島市内在住の失業者1人以上を正規従業員として採用し、開札日現在、継続的に雇用している場合</p> <p>次の①、②及び③の資料により確認します。</p> <p>① 失業者を雇用したことを証明する次のいずれかのもの(公共職業安定所(ハローワーク)発行)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の写し ※<u>離職した事業所及び離職年月日が記載されたもの</u> ※本人又は事業主(本人の委任状が必要)により請求可能 • 雇用保険日雇労働被保険者手帳の写し <p>② 広島市内在住の失業者を正規従業員として雇用したことを証明する次のすべてのもの</p> <ul style="list-style-type: none"> • 労働条件通知書の写し • 常用雇用していることが確認できる書類 • 住所が確認できる書類(運転免許証等)の写し(上記書類により住所が確認できない場合のみ) <p>③ 資金的関係・人的関係を確認する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> • 資金的関係・人的関係調書(様式4)の写し 		

b. 広島市内在住の刑務所出所者等を雇用している場合等

b-1 広島保護観察所に協力雇用主として登録し、開札日前2年以内に、広島市内在住の保護観察対象者又は更正緊急保護対象者を雇用（雇用形態不問）した実績がある場合

- 広島保護観察所が発行する「保護観察対象者等雇用実績証明書」の写し

b-2 広島保護観察所に協力雇用主として登録し、開札日前2年以内に、広島市内在住の保護観察対象者又は更正緊急保護対象者に事業所見学会又は職場体験講習を実施している場合

- 広島保護観察所が発行する「保護観察対象者等事業所見学会等実績証明書」の写し

評価における留意事項

- aについて、「正規従業員」とは、雇用期間の定めのない契約で雇用される者とし、短時間労働者（週所定労働時間30時間未満）を除きます。
- aについて、離職した事業所の退職日（離職年月日）が現職の雇用日の前日であった場合は、評価対象としません。
- 常用雇用していることが確認できる書類とは、「現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認 について」に準じます。

(ト) 建設キャリアアップシステムへの登録状況

評価内容	評価基準	評価点
建設キャリアアップシステムへの事業者登録をしている企業を優位に評価します。	事業者登録あり	0.4
	事業者登録なし（提出書類の不備を含む。）	0.0
提出書類		
次のいずれかの資料を提出すること。 ① 「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」の写し ② 「事業者登録完了メール」の写し ③ 「建設キャリアアップシステムの事業者情報画面」の写し ただし、いずれの資料においても、パスワードやセキュリティコードについては、マスキングを施すこと。		

(f) 広島製製品の活用

評価内容	評価基準	評価点
広島製製品を活用する企業を優位に評価します。	次のいずれかに該当すること。 a. 対象資材①に該当する資材の使用予定があり、使用予定資材のうち広島製製品の使用予定額計の割合が80%以上あり b. 対象資材②に該当する資材の使用予定があり、使用予定資材のうち広島製製品の使用予定額計の割合が50%以上あり	0.2
	上記該当なし（提出書類の不備を含む。）	0.0
提出書類		
<ul style="list-style-type: none"> 広島製製品使用予定調書（様式－総9） 		
評価における留意事項		
<ul style="list-style-type: none"> 広島製製品の定義及び対象となる資材は以下のとおりです。 〔広島製製品の定義〕 広島製製品とは、次のいずれかに該当する建設資材とします。 <ul style="list-style-type: none"> 広島市内に本社を有する事業者が直営工場及び広島市内の提携工場で製造する建設資材（直営工場の所在地は問いません。） 広島市外に本社を有する事業者が広島市内の直営工場及び広島市内の提携工場で製造する建設資材 〔対象資材〕 <ul style="list-style-type: none"> 広島製製品の対象となる資材は、次ページ表のとおりです。 発注工事において、該当する資材については、入札公告の別紙「総合評価に係る事項」に掲げます。 		

対象資材及び分類

分類	土木工事	建築工事	設備工事
対象資材①	<ul style="list-style-type: none"> 側溝類 境界ブロック類 柵、柵蓋 積（張）ブロック類 擁壁類 重圧管 ボックスカルバート インターロッキングブロック 	<ul style="list-style-type: none"> 側溝類 境界ブロック類 車止めブロック 柵、柵蓋 建築用ブロック インターロッキングブロック 	<ul style="list-style-type: none"> 外灯基礎ブロック 柵 配電盤 分電盤 制御盤 矩形ダクト
対象資材②	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全ブロック 組立式マンホール 鋳鉄製マンホール蓋（防護蓋を含む） のり枠フレーム 	<ul style="list-style-type: none"> 鋼製建具 	<ul style="list-style-type: none"> ハンドホール コンクリート電柱

※ 対象資材①は調査の結果、広島製製品の使用率が5割以上と推定される資材
 対象資材②は調査の結果、広島製製品の使用率が5割未満と推定される資材

- 共同企業体での申請の場合、共同企業体の代表者のみが広島製製品使用予定調書（様式一総9）を提出してください。共同企業体の代表者以外の者は提出不要です。評価については、共同企業体の代表者から提出のあった広島製製品使用予定調書（様式一総9）にて評価します。

(二) ボランティア清掃の活動状況

評価内容	評価基準	評価点
<p>広島市内で清掃活動に取り組む企業を優位に評価します。</p>	<p>次のうちいずれかに該当すること。</p> <p>a. 開札日前1年以内に、広島市内で、次の制度等による清掃活動を事業所として行った実績を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「広島市まちの美化に関する里親制度」 • 「広島市クリーンボランティア支援事業」 • 「広島県アダプト制度」 • 「国土交通省広島国道ボランティア・ロード」 <p>b. 公告日前1年以内に、広島市内の公共の場所（道路、歩道橋、河川、用排水路、公園等）で国、公共団体または公共的団体による清掃活動（a. の制度等に該当しない活動に限る。）に、事業所として2回以上参加した実績を有していること。</p> <p>c. 開札日前に、「広島市環境美化功労者表彰」を事業所として受賞していること。</p>	0.2
	<p>上記該当なし（提出書類の不備を含む。）</p>	
提出書類		
<p>a. 次のいずれかにより確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 広島市まちの美化に関する里親制度覚書及び里親活動報告書（広島市まちの美化に関する里親制度実施要領別記様式4号）の写し • クリーンボランティア参加申込書及び活動記録簿（場所、日時、参加人数、活動内容等を記載したものをいう。以下同じ。）（活動状況写真を含む。）（様式は任意）の写し • アダプト活動認定団体認定証及びアダプト活動認定団体活動実績報告書（収受印のあるもの）（アダプト活動状況写真を含む。）の写し • 国土交通省中国整備局広島国道事務所が指定するところにより作成した国道ボランティア・ロード協定書及び活動記録簿（活動状況写真を含む。）（様式は任意）の写し <p>b. 公告日前1年以内に、広島市内の公共の場所（道路、歩道橋、河川、用排水路、公園等）で国、公共団体または公共的団体による清掃活動に、事業所として2回以上参加したことが客観的に証明できる資料を添付した清掃活動実績調書（様式一総10）</p> <p>※ 客観的に証明できる資料とは、次のいずれかの資料（活動証明者の記載又は証明印等があるもの）をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 感謝状の写し • お礼状の写し 		

<ul style="list-style-type: none"> • 清掃活動参加確認書（参考様式一総11） • その他 <p>c. 開札日前に受賞した、「広島市環境美化功労者表彰」の表彰状の写し（事業所として表彰されたものに限る）</p>
<p>評価における留意事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> • bについて、「公共的団体」とは、農業協同組合、森林組合その他協同組合、商工会等の経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の公共的活動を営むものを言い、法人格を持つかどうかは問いません。 • bについて、活動証明者の記載又は証明印等がない資料や清掃活動に参加した証明とならない資料（参加申込書等）は客観的に証明できる資料として認められません。

(2) 職場体験学習等の受入れ状況

評価内容	評価基準	評価点
<p>広島市内の学校を対象とした職場体験学習等に取り組む企業を優位に評価します。</p>	<p>次のうちいずれかに該当すること。</p> <p>a. 開札日前2年以内に、中学校等（広島市内に所在するもの）が実施する職場体験を、1回以上受け入れていること。</p> <p>b. 開札日前2年以内に、大学、短期大学、高等学校等（いずれも広島市内に所在するもの）のインターンシップ実習生を、1回以上受け入れていること。</p>	0.2
	<p>上記該当なし（提出書類の不備を含む。）</p>	
提出書類		
<p>a. 広島市内に所在する中学校等からの職場体験の受入れに係る依頼文書の写し（企業側の受入れを確認した後送付される、実施日や参加する学年等が明記された依頼文書）</p> <p>b. 開札日前2年以内に、広島市内に所在する大学、短期大学、高等学校等のインターンシップ実習生を受け入れたことを証明する次のいずれかの資料（<u>受入れ期間や実習内容、参加する実習生の情報等が明記されたもの</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学校との間で締結したインターンシップの受入れに係る覚書、契約書等の写し • 実習生の受入れに係る依頼文書、電子メールまたは就職活動サイト等の画面の写し <p>※ 上記資料に、受入れ期間等の詳細が記載されていない場合は、受入れ期間や実習内容、参加する実習生の情報等が明記された資料を別途添付してください。</p>		
評価における留意事項		
<ul style="list-style-type: none"> • 企業側の受入れの了承について不明確なもの（教育機関から事前を送付される照会文書等）は、職場体験及びインターンシップの受入れを証明できる資料として認められません。 • 学生等が企業へ出向いて就業体験を実施したことが確認できないもの（不特定多数の学生に対して行う就職説明会、現場見学会等）は、評価対象としません。 • 企業名が記載されていない資料のみが提出された場合は、評価対象としません。 		

(㊦) 広島市内企業の活用状況

評価内容	評価基準	評価点
一次下請企業に広島市内企業を活用する場合、優位に評価します。	予定している下請企業（一次下請）がすべて広島市内に建設業法上の主たる営業所を有する企業であること。	0.2
	上記該当なし（提出書類の不備を含む。）	0.0
提出書類		
<ul style="list-style-type: none"> • 広島市内企業の活用状況（様式一総12） 		
評価における留意事項		
<ul style="list-style-type: none"> • 元請企業が広島市内に建設業法上の主たる営業所を有する企業（市内企業）であって、直営施工をする（下請業者がない）場合は、下請企業がすべて市内企業であるものとみなします。 • 共同企業体での申請の場合、共同企業体の代表者のみが広島市内企業の活用状況（様式一総12）を提出してください。共同企業体の代表者以外の者は提出不要です。評価については、共同企業体の代表者から提出のあった広島市内企業の活用状況（様式一総12）にて評価します。 		

ク 審査方法

(ア) 広島市建設工事総合評価審査委員会による審査

総合評価落札方式を実施するにあたり、適正な審査を行うため、広島市建設工事総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置しています。

審査委員会における主な審査項目は、次のとおりです。

＜主な審査項目＞

① 総合評価落札方式を適用する工事の選定に関すること

総合評価落札方式を適用すること及び適用する型式を審査します。

② 落札者決定基準の決定に関すること

P.4 カで設定した評価項目、及び簡易な施工計画で求める課題の妥当性を審査します。

③ 提出された技術的所見の採否及び評価に関すること

入札執行後、入札参加者から提出された資料を基に、上記②で決定した落札者決定基準について、あらかじめ工事担当課が評価した評価内容の妥当性を審査します。

④ 落札候補者の決定に関すること

上記③の審査結果を基に、入札参加者の価格以外の要素を数値化し、算定式で算出された評価値で、入札参加者の順位を決定します。

(イ) 中立かつ公正な審査

総合評価落札方式を適用した場合は、以下の内容を決定するときには学識経験者に意見聴取することが地方自治法で義務付けられています（地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項）。

- 落札者決定基準を定めようとするとき
- 総合評価落札方式で落札者を決定しようとするとき（必要な場合）

なお、本市では、委員会の中立性や公平性を確保する観点から、学識経験者を通年で委嘱しています。技術的な工夫の余地が小さい簡易型及び特別簡易型においては、工事案件ごとに学識経験者の委嘱手続きをすることは原則ありません。

ケ 技術的所見等の担保

(ア) 技術的所見

総合評価落札方式では、「技術的所見」として落札者（受注者）から提出された技術資料の内容は、その履行を担保するため、施工計画書に記載する必要があります。

なお、提出された技術資料の記載内容のうち、安全管理や、建設副産物の処分方法等の観点から実施を認めない内容については、施工計画書に記載しない旨を、発注者が総合評価落札方式特約事項（以下、特約事項という。）に記載します。

(イ) 登録基幹技能者の現場配置

特約事項に「登録基幹技能者の現場配置」が履行義務を有する評価項目として記載されている場合は、配置する登録基幹技能者の種類や従事する工種等を施工計画書に記載する必要があります。

(ウ) 企業の施工能力等の評価項目

上記(ア)、(イ)以外の企業の施工能力等の評価項目については、特に施工計画書に記載する必要はありません。

(エ) 履行確認及びペナルティ

施工計画書に記載した技術資料の内容等は、完成検査時に検査員が履行確認を行います。

履行確認が必要な評価項目、確認内容及びペナルティは表-7のとおりです。

各工事で履行義務を有する評価項目は、特約事項により確認してください。

履行確認の結果、技術資料の内容等の履行が確認できなかった場合は、工事成績評定の法令遵守等の考査項目により減点を行います。なお、工事成績評定点から減点を行う対象は、受注者の責に帰するものに限ります。ただし、「配置予定技術者の能力」の評価項目については、受注者の責に帰さないものであっても、減点を行う対象となる場合がありますのでご注意ください。

※受注者の責に帰さないものとは、天災及び現場条件の変更等により実施することが不可能となった場合などをいいます。

表-7 履行確認が必要な評価項目

評価分類	評価項目	確認内容及びペナルティ
企業の技術力	簡易な施工計画 (簡易型の場合のみ)	<p>【確認内容】 施工計画書に記載された技術的所見の内容を実施できているかを確認します。</p> <p>【確認書類】 ・ 履行確認チェックリスト（簡易な施工計画） （様式-総13）</p> <p>【ペナルティ】 履行が確認できなかった場合、履行が確認できなかった「技術的所見」の施工上の課題ごと※に工事成績評定点を8点減じます。 ※「<u>技術的所見</u>」ごとではありません。</p>
企業の施工能力	登録基幹技能者の現場配置	<p>【確認内容】 登録基幹技能者を、発注者が指定した工種の施工期間中に現場配置していたかを確認します。（複数の登録基幹技能者の配置を申請していた場合、いずれか1つの登録基幹技能者が配置されていれば履行されていると判断します。）</p> <p>【確認書類】 ・ 履行確認チェックリスト（企業の施工能力） （様式-総14）及びその添付書類</p> <p>【ペナルティ】 登録基幹技能者の現場配置が確認できなかった場合、工事成績評定点を8点減じます。</p>

評価分類	評価項目	確認内容及びペナルティ
配置予定技術者の能力	過去 15 年間の主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無	<p>【確認内容】 配置技術者の途中交代の有無を確認します。配置技術者の途中交代があった場合、変更後の技術者の「配置予定技術者の能力」における得点合計が、申請時の配置予定技術者（複数の配置予定技術者で申請している場合は、当初評価された得点合計が最も低い技術者）の得点合計と同点以上となる技術者が配置されているか確認します。</p> <p>【ペナルティ】 技術者の途中交代があった場合において、同点以上となる技術者が配置されていない場合、工事成績評定点を8点減点します。</p>
	過去2年度の広島市優良建設工事表彰における技術者としての表彰実績	
	若手技術者の配置	
	継続学習制度の単位	
	主任（監理）技術者の資格	
社会的項目	広島製製品の活用	<p>【確認内容】 広島製製品の使用割合が、評価基準に記載されている対象資材①又は②の割合を満たしているかを確認します。</p> <p>【確認書類】 ・ 履行確認チェックリスト（社会的項目） （様式一総15）</p> <p>【ペナルティ】 対象資材①又は②の広島製製品の使用割合を満たしていない場合、工事成績評定点を8点減点します。</p>
	広島市内企業の活用状況	<p>【確認内容】 下請企業（一次下請）がすべて広島市内に建設業法上の主たる営業所を有する企業（以下「市内企業」という。）であるかを確認します。</p> <p>【確認書類】 ・ 履行確認チェックリスト（社会的項目） （様式一総15）</p> <p>【ペナルティ】 履行が確認できなかった場合、工事成績評定点を8点減点します。</p>

コ 評価結果の公表等

(ア) 評価基準の公表

入札及び契約手続の透明性・公平性を確保するため、入札者の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等において明らかにします。

(イ) 総合評価落札方式の結果の公表

総合評価落札方式を適用した工事において落札者が決定した場合は、落札決定後、入札結果の公表を広島市ホームページで公表します。

公表する項目は次のとおりです。

<公表する項目>

- 入札者名
- 入札者の入札金額
- 入札者の技術評価点及び評価値（※1、※2）
- 入札参加者の順位（※2）

※1 技術評価点の内訳については、標準点、加算点の合計点及び評価分類ごとの得点を公表します。

※2 自己採点方式では、原則として提出された「自己採点表」をもとに第一順位者となった者が提出した資料のみを確認し、次点以下の者については確認を行わないため、公表する技術評価点及び評価値は入札参加者の自己採点によるものを含み、次点以下の順位は正しいものとは限りません。

(ウ) 評価内容の説明

総合評価落札方式による入札に参加した者は、自社の評価内容の詳細について、工事担当課に口頭による説明を求めることができます。ただし、電話やメール等による問い合わせの場合、問い合わせの相手はその会社の社員であることが確認できないため、原則として窓口で名刺や社員証等により身分を確認のうえ、説明を行います。

2 様式等

(1) 様式一覧(入札参加者・受注者用)

入札参加者・受注者用の様式一覧（表－8）及び様式は以下のとおりです。

表－8 様式一覧（入札参加者・受注者用）

区分	番号	様式名	ページ
入札参加時	様式－総採1	自己採点表	P.46
	様式－総1	技術資料	P.47
	様式－総2	総合評価に関する調書	P.48
	様式－総3	同種・同規模工事施工実績調書	P.50
	様式－総4	(欠番)	-
	様式－総5	ICT活用工事への取組状況	P.51
	様式－総6	登録基幹技能者の現場配置	P.52
	様式－総7	同種・同規模工事施工経験調書	P.53
	様式－総8	障害者雇用状況調書	P.54
	様式－総9	広島製産品使用予定調書	P.55
	様式－総10	清掃活動実績調書	P.56
	様式－総11	清掃活動参加確認書	P.57
様式－総12	広島市内企業の活用状況	P.58	
履行確認時	様式－総13	履行確認チェックリスト（簡易な施工計画）	P.59
	様式－総14	履行確認チェックリスト（企業の施工能力）	P.60
	様式－総15	履行確認チェックリスト（社会的項目）	P.61

自己採点表

令和 年 月 日

広島市長

Table with 2 columns: 所在地, 商号又は名称, 代表者職氏名

次の工事について、自己採点表を提出します。

工事名 ○○○○○○○○○○工事

Main evaluation table with columns: 評価分類, 評価項目, 評価基準, 配点, 自己採点(入札者), 確認結果(発注者), 評価結果. Includes sub-sections for 企業の技術力, 企業の施工能力, 配置予定技術者の能力, 地理的要件, and 社会的項目.

- 注1 本自己採点表は、「総合評価に関する調査」と併せて工事担当課へ持参すること。
注2 表内のすべての着色部分について、該当する評価点を選択又は数値を入力すること。
注3 評価分類「配置予定技術者の能力」は、各評価項目の自己採点の合計点を記入すること。
注4 共同企業体での申請の場合、(※)印のある評価項目については、代表者の得点で評価を行うため、代表者以外の者についても代表者の自己採点の点数を記入すること。
注5 その他、本自己採点表の記入にあたっては、入札公告別紙「総合評価に関する事項」、入札説明書及び「総合評価落札方式に係る「自己採点方式」の実施について」を参照のこと。

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
商号又は名称 株式会社○○○○
代表者 代表取締役 ○○ ○○

総合評価に関する調書

以下の工事について、総合評価に関する調書を、次のとおり添付書類を添えて提出します。

なお、証明する資料として提出する書類について、相違ないことを誓約します。

誓約したにも関わらず、万一、虚偽の記載が認められた場合には、指名停止等いかなる措置を講じられても一切異議の申し立ては致しません。

※ 本件調書を提出しない場合及び本件調書に必要な事項が記入されていない場合は、入札を無効とする。

提出するものの□に「✓」印又は■（塗潰し）をすること。

また、本件調書に係る添付書類に必要な事項が記入されていない場合は、該当する評価項目を評価しない。

工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○工事	
評価分類	添付書類
企業の施工能力	<p>本件工事の入札参加条件とした認定工種(以下「当該工種」という。)に係る工事成績評定点の平均点に関する資料 <input type="checkbox"/> 令和5年1月から令和6年12月までの完成工事平均成績の開示(写し)</p> <p>同種・同規模工事の施工実績に関する資料 <input type="checkbox"/> 同種・同規模工事施工実績調書(様式一総3)及び施工実績を証明する資料(写し)</p> <p>優良建設工事表彰に関する資料 <input type="checkbox"/> 優良建設工事特別表彰又は優良建設工事表彰の表彰状(写し)(A4に縮小コピーして添付すること。)</p> <p>ICT活用工事への取組状況に関する資料 ※評価項目として設定している場合 <input type="checkbox"/> ICT活用工事への取組状況(様式一総5) <input type="checkbox"/> 工事成績評定通知書(別記様式第1号)又は施工実績を証明する資料(写し)</p> <p>登録基幹技能者の現場配置に関する資料 ※評価項目として設定している場合 <input type="checkbox"/> 登録基幹技能者の現場配置(様式一総6)</p> <p>ISO9001認証取得に関する資料 <input type="checkbox"/> ISO9001マネジメントシステム登録証及び附属書(写し) (広島市内の事業所が認証取得している場合に限る。)</p>
配置予定技術者の能力	<p>提出必須 <input type="checkbox"/> 配置予定技術者調書(様式3-1)(写し)及びその確認書類(写し)</p> <p>同種・同規模工事の施工経験に関する資料 <input type="checkbox"/> 提出必須の書類で確認 <input type="checkbox"/> 同種・同規模工事施工経験調書(様式一総7)及び施工実績を証明する資料(写し)</p> <p>優良技術者表彰に関する資料 <input type="checkbox"/> 優良技術者特別表彰又は優良技術者表彰の表彰状(写し)(A4に縮小コピーして添付すること。)</p> <p>若手技術者の配置に関する資料 <input type="checkbox"/> 提出必須の書類で確認</p> <p>継続学習制度の単位に関する資料 <input type="checkbox"/> 学習履歴証明書等(写し)(各団体発行の証明書等をA4に縮小コピーして添付すること。)</p> <p>主任(監理)技術者の資格に関する資料 ※評価項目として設定している場合 <input type="checkbox"/> 資格者証等の写し</p>
社会的項目	<p>災害復旧協力等の状況に関する資料(次のいずれかの資料を添付すること。) <input type="checkbox"/> 広島市と締結した災害関連工事の契約書(写し)及び工事設計書(予算科目を確認できる部分)(写し) <input type="checkbox"/> 広島市災害協力事業者登録申込書(広島市危機管理室の受付印のあるもの)(写し) <input type="checkbox"/> 危機管理室災害予防課が発行する広島市災害応急対策に係る協力事業者登録証明(写し)</p> <p>障害者雇用の状況に関する資料(次の①、②のいずれかの資料を添付すること。) ① 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者の場合 <input type="checkbox"/> 公共職業安定所へ報告した「障害者雇用状況報告書(事業主控)(直近の6月1日以降のもの)(写し) ② ①以外の事業者で障害者を常用(直接的かつ恒常的に)雇用している場合(次のすべての資料を添付すること。) <input type="checkbox"/> 障害者雇用状況調書(様式一総8) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳(写し)、又は障害者を常用雇用していることが確認できる書類</p>

評価分類	添付書類
社会的項目	<p>男女共同参画への取組状況に関する資料(次のうち該当するものの資料を添付すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している場合は、都道府県労働局に提出した行動計画(受理印のあるもの)(写し) <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は、都道府県労働局が発行した認定通知書(写し) <input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」を策定している場合は、都道府県労働局に提出した行動計画(受理印のあるもの)(写し) <input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は、都道府県労働局が発行した認定通知書(写し) <input type="checkbox"/> 内閣府が行う女性のチャレンジ支援策に基づく表彰状(写し) <input type="checkbox"/> 内閣府が行う子どもと家庭を応援する日本功労者表彰(写し) <input type="checkbox"/> 広島市「女性と若者が輝く企業」認定要領に基づく認定証(写し) <input type="checkbox"/> 広島市男女共同参画推進事業所表彰(写し)
	<p>女性技術者の雇用に関する資料(次のうち該当するものの資料を添付すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 当該工種の主任技術者となり得る女性技術者の国家資格の取得を証明できるもの、常用(直接的かつ恒常的に1年以上)雇用していることの確認書類及び性別を確認できる書類(写し) <input type="checkbox"/> 当該工種の監理技術者となり得る女性技術者の監理技術者資格者証、常用(直接的かつ恒常的に1年以上)雇用していることの確認書類及び性別を確認できる書類(写し)
	<p>環境対策への取組状況に関する資料(次のいずれかの資料を添付すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ISO14001マネジメントシステム登録証及び附属書(広島市内の事業所が認証取得しているもの)(写し) <input type="checkbox"/> エコアクション21認証・登録証(広島市内の事業所が認証取得しているもの)(写し) <input type="checkbox"/> 「ひろしまエコ事業所認定制度」の認定書(広島市内の事業所が認証取得しているもの)(写し)
	<p>広島市内在住の就職困難者の雇用状況等に関する書類(次のうち該当するものの資料を添付すること。)</p> <p>(1) 広島市内在住の失業者を雇用している場合(①から③のすべて必要)</p> <p>① 失業者を雇用したことを証明する次のいずれかのもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書(写し) <input type="checkbox"/> 雇用保険日雇労働被保険者手帳(写し) <p>② 広島市内在住の失業者を正規従業員として雇用したことを証明する次のすべてのもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 労働条件通知書(写し) <input type="checkbox"/> 常用雇用していることが確認できる書類 <input type="checkbox"/> 住所が確認できる書類(運転免許証等)の写し(上記書類により住所が確認できない場合のみ) <p>③ 資金的関係・人的関係を確認する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 資金的関係・人的関係調書(様式4)(写し) <p>(2) 広島市内在住の刑務所出所者等を雇用している場合等(次のいずれかの資料を添付すること。)</p> <p>① 保護観察又は更正緊急保護の対象者を雇用した実績がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保護観察対象者等雇用実績証明書(写し) <p>② 保護観察又は更正緊急保護の対象者に事業所見学会又は職場体験講習を実施している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保護観察対象者等事業所見学会等実績証明書(写し)
	<p>建設キャリアアップシステムへの登録状況に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「事業者登録完了のお知らせ(はがき)」の写し又は「事業者登録完了メール」の写し又は「建設キャリアアップシステムの事業者情報画面」の写し
	<p>広島製製品の活用に関する資料 ※評価項目として設定している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 広島製製品使用予定調書(様式-総9)
	<p>ボランティア清掃の活動状況に関する資料(次のうち該当するものの資料を添付すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「広島市まちの美化に関する里親制度」の覚書及び里親活動報告書(広島市まちの美化に関する里親制度実施要領別記様式4号)(写し) <input type="checkbox"/> クリーンボランティア参加申込書及び活動記録簿(活動状況写真を含む。)(写し) <input type="checkbox"/> アダプト活動認定団体認定証及びアダプト認定団体活動実績報告書(収受印のあるもの)(アダプト活動状況写真を含む。)(写し) <input type="checkbox"/> 国土交通省中国整備局広島国道事務所が指定するところにより作成した国道ボランティア・ロード協定書及び活動記録簿(活動状況写真を含む。)(写し) <input type="checkbox"/> 清掃活動実績調書(様式-総10)客観的に証明できる資料(参考様式-総11等) <input type="checkbox"/> 広島市環境美化功労者表彰(写し)
	<p>職場体験等の受入れ状況に関する資料(次のうち該当するものの資料を添付すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 職場体験の受入れに係る依頼文書(写し) <input type="checkbox"/> インターンシップの受入れに係る覚書、契約書等(写し) <input type="checkbox"/> インターンシップ実習生の受入れに係る依頼文書、電子メール又は就職活動サイト等の画面(写し)
	<p>広島市内企業の活用状況に関する資料 ※評価項目として設定している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 広島市内企業の活用状況(様式-総12)

※ 添付書類についての詳細は、入札説明書の別紙「総合評価に関する説明書」の2 提出書類等について及び、3 提出書類の作成及び評価における留意事項を参照のこと。

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
 商号又は名称 株式会社○○○○
 代表者 代表取締役 ○○ ○○

同種・同規模工事施工実績調書

工事名 _____

施 工 実 績	工 事 名	○○○○○○○○工事
	発 注 者 名	○○市
	工 期	平成○○年○○月○○日 ~ 平成○○年○○月○○日
	受 注 形 態	単体 ・ 共同企業体 (出資割合○○%)
	工 事 内 容	(例) 面積が10,000平方メートル以上の舗装工 (アスファルト舗装) の施工を有する工事の場合の記載例 <ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト舗装工 15,000平方メートル
添 付 資 料		

- ※1 求める施工実績は、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」による。
- ※2 一般競争入札参加資格確認申請書に添付する施工実績調書(様式2)において、同種・同規模工事の施工実績を満たす工事を記載している場合は、本様式に替えて施工実績調書(様式2)の写しを提出することができる。
- ※3 受注形態の欄について、該当するものを○で囲むこと。受注形態が共同企業体の場合は、出資比率を記載すること。
- ※4 施工実績がない場合は、本様式の提出を要しない。

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
商号又は名称 株式会社○○○○
代表者 代表取締役 ○○ ○○

ICT活用工事への取組状況

工事名 _____

ICT活用工事及び 簡易型ICT活用工事の 施工実績	次のいずれかをチェックすること <input type="checkbox"/> 広島市発注のICT活用工事の施工実績有り (工事名: _____) <input type="checkbox"/> 広島市発注の簡易型ICT活用工事の施工実績有り (工事名: _____)
施工実績を証明する添付資料	次のいずれかをチェックすること <input type="checkbox"/> 工事成績評定通知書(別記様式第1号) ただし、評定の対象ではない工事は以下の2つの資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> 変更契約書の鑑の写し <input type="checkbox"/> 変更設計書(ICTでの施工が確認できる範囲)の写し

- ※1 「過去2年間のICT活用工事への取組状況」が評価項目となっている案件でのみ提出すること。
- ※2 ICT活用工事及び簡易型ICT活用工事とは、「広島市ICT活用工事実施要領」に基づき実施された工事をいう。
- ※3 ICT活用工事及び簡易型ICT活用工事の施工実績は、広島市が発注した工事の場合にのみ評価するものとし、広島市以外の発注機関が発注した工事の施工実績は評価しない。
- ※4 施工実績がない場合は、本様式の提出を要しない。

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
商号又は名称 株式会社○○○○
代表者 代表取締役 ○○ ○○

登録基幹技能者の現場配置

工事名 _____

登録基幹技能者の種類	登録○○○○基幹技能者
従事する工種	○○工

- ※1 「登録基幹技能者の現場配置」が評価項目となっている案件でのみ提出すること。
- ※2 「登録基幹技能者の種類」及び「従事する工種」には、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」に記載されている登録基幹技能者の種類及び工種を記載すること。「総合評価に関する事項」に、複数の登録基幹技能者の種類及び工種が記載されている場合は、いずれかを選択し、適切に記載すること。
- ※3 「従事する工種」に記載の工種を施工中は、登録基幹技能者を常時配置すること。なお、工事の途中で登録基幹技能者の交代は認める。
- ※4 当該資料に関する確認資料の添付は不要とする。工事完成後、登録基幹技能者を該当工種の施工期間中配置したことが分かる資料を監督員へ提出すること。
- ※5 共同企業体での申請の場合、共同企業体の代表者のみが本様式を提出すること。共同企業体の代表者以外の者は、本様式について提出を要しない。共同企業体の代表者から提出のあった本様式にて評価する。
- ※6 登録基幹技能者を現場配置しない場合は、本様式の提出を要しない。
- ※7 本評価項目において加点評価された場合は、落札者に履行義務を課すものとする。評価基準を満たさない変更をした場合は、落札者の工事成績評定点を8点減点する。

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
 商号又は名称 株式会社○○○○
 代表者 代表取締役 ○○ ○○

同種・同規模工事施工経験調書

工事名 _____

配置予定技術者氏名		
施 工 経 験	工 事 名	
	発 注 者 名	○○市
	従 事 役 職	<input type="checkbox"/> 主任（監理）技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人
	工 期	平成○○年○○月○○日 ～ 平成○○年○○月○○日
	従 事 期 間	平成○○年○○月○○日 ～ 平成○○年○○月○○日
	受 注 形 態	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体（出資割合○○%）
	工 事 内 容	<p>（例）面積が10,000平方メートル以上の舗装工（アスファルト舗装）の施工を有する工事の場合の記載例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト舗装工 15,000平方メートル
添 付 資 料	（例）竣工時カルテの写し	

- ※1 求める施工経験は、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」による。
- ※2 一般競争入札参加資格確認申請書に添付する配置予定技術者調書（様式3-1）において、同種・同規模工事の施工経験を満たす工事を記載している場合は、本様式に替えて配置予定技術者調書（様式3-1）の写しを提出することができる。
- ※3 複数の配置予定技術者で申請している場合には、全ての配置予定技術者の同種・同規模施工経験調書（様式-総7）を別々に作成すること。
- ※4 従事役職の欄について、該当するものの□に「✓」印又は■（塗潰し）をすること。
- ※5 受注形態の欄について、該当するものの□に「✓」印又は■（塗潰し）をすること。受注形態が共同企業体の場合は、出資比率を記入すること。
- ※6 施工経験がない場合は、本様式の提出を要しない。

障害者雇用状況調書

(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外の事業者で障害者を常用(直接的かつ恒常的に)雇用している場合)

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
商号又は名称 株式会社○○○○
代表者 代表取締役 ○○ ○○

令和 年 月 1日現在

区 分		合 計	事 業 所 別 の 内 訳				
① 事業所の名称							
常用雇用労働者数	② 常用雇用労働者の総数 (短時間労働者を除く)						
	③ 短時間労働者の数						
	④ 常用雇用労働者の数 (②+③×0.5)						
	⑤ 除外率(%)		%	%	%	%	%
	⑥ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数(④-(④×⑤[端数切捨て]))						
	常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者数	⑦ 重度身体障害者の数 (短時間労働者を除く)					
⑧ ⑦以外の身体障害者の数 (短時間労働者を除く)							
⑨ 重度身体障害者である短時間労働者の数							
⑩ ⑨以外の身体障害者である短時間労働者の数							
⑪ 身体障害者の数 (⑦×2+⑧+⑨+⑩×0.5)							
⑫ 重度知的障害者の数 (短時間労働者を除く)							
⑬ ⑫以外の知的障害者の数 (短時間労働者を除く)							
⑭ 重度知的障害者である短時間労働者の数							
⑮ ⑭以外の知的障害者である短時間労働者の数							
⑯ 知的障害者の数 (⑫×2+⑬+⑭+⑮×0.5)							
⑰ 精神障害者の数(短時間労働者を除く)							
⑱ 精神障害者である短時間労働者の数							
⑲ 精神障害者の数 (⑰+⑱)							
⑳ 雇用障害者数 計 (⑪+⑯+⑲)							
㉔ 障害者雇用率(㉔÷⑥×100) [小数第3位四捨五入]		%					

- ※1 ⑥欄には④欄の数に⑤欄の除外率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときはその端数を切り捨てた数)を④欄の数から控除した数を記入すること。
- ※2 ⑤欄には事業の種類に係る除外率を記入すること(建設業は20%)。
- ※3 常用雇用労働者とは、1年以上継続して雇用されるものをいい、経営者は含まない。
- ※4 短時間労働者とは、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満で、1年以上継続して雇用されるものをいう。
- ※5 雇用障害者の、障害者手帳等の写し(障害の有無を確認するため)及び常用雇用していることが確認できる書類の写しを添付すること。
- ※6 事業所全てを書ききれない場合は別葉とすること。
- ※7 障害者を常用雇用していない場合は、本様式の提出を要しない。

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
 商号又は名称 株式会社○○○○
 代表者 代表取締役 ○○ ○○

広島製産品使用予定調書

工事名 _____

対象資材①	該当資材① (a) []・ []・ []・ []・ []・ []・	・(a)の合計額 (見積り額計) 【A】 ○, ○○○, ○○○ 円 ・(a)のうち広島製産品の使用額計 (見積り額計) 【B】 ○, ○○○, ○○○ 円 ・使用割合 【B】 / 【A】 =○. ○○○ (小数第4位四捨五入) [○○・○ %]
対象資材②	該当資材② (b) []・ []・ []・ []・ []・ []・	・(b)の合計額 (見積り額計) 【C】 ○, ○○○, ○○○ 円 ・(b)のうち広島製産品の使用額計 (見積り額計) 【D】 ○, ○○○, ○○○ 円 ・使用割合 【D】 / 【C】 =○. ○○○ (小数第4位四捨五入) [○○・○ %]

- ※1 「対象資材①」及び「対象資材②」欄に記入する資材名は、入札公告の別紙「総合評価に係る事項」に記載されている該当資材をそのまま記入すること。
- ※2 「対象資材①」及び「対象資材②」欄に記入した資材のうち、広島製産品を使用予定の資材については、資材名左の「[]」に○を記入すること。
- ※3 【A】、【B】、【C】、【D】の金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額を記入すること。
- ※4 【B】及び【D】に記入する金額は、上記の「[]」欄に○を記入した資材の合計額とする。
- ※5 対象資材①及び対象資材②の分類及び、該当する資材については、入札公告の別紙「総合評価に係る事項」及び入札説明書の別紙「総合評価に関する説明書」の2 提出書類等についてを必ず参照のこと。
- ※6 共同企業体での申請の場合、共同企業体の代表者のみが本様式を提出すること。共同企業体の代表者以外の者は、本様式について提出を要しない。共同企業体の代表者から提出のあった本様式にて評価する。
- ※7 広島製産品の使用予定がない場合は、本様式の提出を要しない。
- ※8 本評価項目において加點評価された場合は、落札者に履行義務を課すものとする。評価基準を満たさない変更をした場合は、落札者の工事成績評定点を8点減点する。

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
商号又は名称 株式会社○○○○
代表者 代表取締役 ○○ ○○

清掃活動実績調書

活動実績	1	2
事業名		
主催者名 (実施団体名)		
活動場所		
活動時期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (活動時間約 時間)	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (活動時間約 時間)
活動概要	次のいずれかにチェックすること <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> その他 () 参加人数 事業所としての参加者数 約 人	次のいずれかにチェックすること <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> その他 () 参加人数 事業所としての参加者数 約 人
添付資料	次のいずれかの資料を必ず添付すること(ただし、活動証明者の記載又は証明印があるものに限る。) <input type="checkbox"/> 感謝状(写し) <input type="checkbox"/> お礼状(写し) <input type="checkbox"/> 清掃活動参加確認書(参考様式一総11) <input type="checkbox"/> その他の書類	次のいずれかの資料を必ず添付すること(ただし、活動証明者の記載又は証明印があるものに限る。) <input type="checkbox"/> 感謝状(写し) <input type="checkbox"/> お礼状(写し) <input type="checkbox"/> 清掃活動参加確認書(参考様式一総11) <input type="checkbox"/> その他の書類

※1 「事業名」の欄で決まった名称がない場合は、「事業名」の欄の記入は不要です。

※2 主催者名(実施団体名)は、公共的団体であること。

「公共的団体」とは、農業協同組合、森林組合その他協同組合、商工会等の経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の公共的活動を営むものを言い、法人格を持つかどうかは問わない。

※3 元号は、適宜修正して記入すること。

※4 清掃活動の実績がない場合は、本様式の提出を要しない。

※5 清掃活動は、「広島市まちの美化に関する里親制度」、「広島市クリーンボランティア支援事業」、「広島県アダプト制度」、「国土交通省広島国道ボランティア・ロード」に該当しない活動に限る。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 様

所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
団体名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者 〇〇 〇〇 

清掃活動参加確認書

貴社は、(〇〇〇〇 (団体名)) で実施した清掃活動に参加されました。

事業名	
主催者名	
参加時期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (活動時間約 時間)
参加場所	
参加内容	次のいずれかにチェックすること <input type="checkbox"/> 歩道 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> その他 () 事業所としての参加者数 約 人

※ 元号は、適宜修正して記入すること。

所在地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
商号又は名称 株式会社○○○○
代表者 代表取締役 ○○ ○○

広島市内企業の活用状況

工事名 _____

広島市内企業の活用状況	次のいずれかにチェックすること 本件工事において、 <input type="checkbox"/> 予定している下請企業（一次下請）がすべて市内企業である。 <input type="checkbox"/> 下請をせず直営施工する。
-------------	--

- ※1 入札公告の別紙「総合評価に関する事項」において、「広島市内企業の活用状況」が評価項目となっている案件でのみ提出すること。
- ※2 市内企業とは、広島市内に建設業法上の主たる営業所を有する企業をいう。
- ※3 共同企業体での申請の場合、共同企業体の代表者のみが本様式を提出すること。共同企業体の代表者以外の者は、本様式について提出を要しない。共同企業体の代表者から提出のあった本様式にて評価する。
- ※4 下請企業（一次下請）に市内企業を活用せず、直営施工もしない場合は、本様式の提出を要しない。
- ※5 本評価項目において加点評価された場合は、落札者に履行義務を課すものとする。評価基準を満たさない変更をした場合は、落札者の工事成績評定点を8点減点する。

(様式-総13)

履行確認チェックリスト (簡易な施工計画)

工事名	
工期	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
受注者名	

施工上の課題		
①		
②		
技術的所見		検査員確認欄
施工上の課題○について		確認・未確認

※1 本様式の太枠内はすべて記入すること。ただし、契約書に添付の「総合評価落札方式特約事項」において、実施を認められない技術的所見を記載している場合は、当該技術的所見を記入しないこと。

※2 施工上の課題及び技術的所見は、入札時に提出した技術資料のとおりに入力すること（文字数は不要）。

(様式-総15)

履行確認チェックリスト（社会的項目）

工事名	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
受注者名	
広島製製品の活用	<input type="checkbox"/> 履行義務あり <input type="checkbox"/> 履行義務なし
広島市内企業の活用状況	<input type="checkbox"/> 履行義務あり <input type="checkbox"/> 履行義務なし

広島製製品の活用		検査員確認欄
対象資材①の使用割合 80%以上 または 対象資材②の使用割合 50%以上	<input type="checkbox"/> 使用した <input type="checkbox"/> 使用していない	確認・未確認

広島市内企業の活用状況		検査員確認欄
一次下請企業すべて市内企業 または 元請企業が市内企業であり、下請をしない	<input type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない	確認・未確認

- ※1 履行義務の有無については、契約書に添付の「総合評価落札方式特約事項」を確認すること。
- ※2 「履行義務あり」にチェックを入れた項目のみ太枠内の記入をすること
- ※3 「広島市内企業の活用状況」にある市内企業とは、広島市内に建設業法上の主たる営業所を有する企業をいう。

(2) 様式の作成方法

本項目では、入札参加時及び履行確認時に提出が必要な資料の作成方法をまとめています（表一〇参照）。

各評価項目の評価における留意事項は、P.9～41に記載していますので参照してください。

表一〇 様式作成方法の一覧

区分	番号	様式名	ページ
入札参加時提出書類の作成方法	様式一総採1	自己採点表	P.63
	様式一総1	技術資料	P.64
	様式一総2	総合評価に関する調書	P.65
	様式一総3	同種・同規模工事施工実績調書	P.66
	様式一総4	(欠番)	-
	様式一総5	ICT活用工事の取組状況	P.67
	様式一総6	登録基幹技能者の現場配置	P.68
	様式一総7	同種・同規模工事施工経験調書	P.69
	様式一総8	障害者雇用状況調書	P.70
	様式一総9	広島製産品使用予定調書	P.71
	様式一総10	清掃活動実績調書	P.72
	様式一総11	清掃活動参加確認書	P.73
	様式一総12	広島市内企業の活用状況	P.74
履行確認時提出書類の作成方法	様式一総13	履行確認チェックリスト（簡易な施工計画）	P.75
	様式一総14	履行確認チェックリスト（企業の施工能力）	P.76
	様式一総15	履行確認チェックリスト（社会的項目）	P.77

令和 6年 9月 30日

所在地 広島市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
 商号又は名称 〇〇建設株式会社
 代表者 代表取締役 広島 太郎

総合評価に関する調書

以下の工事について、総合評価に関する調書を、次のとおり添付書類を添えて提出します。
 なお、証明する資料として提出する書類について、相違ないことを誓約します。
 誓約したにも関わらず、万一、虚偽の記載が認められた場合には、指名停止等いかなる措置を講じられても一切異議の申し立ては致しません。

※ 本件調書を提出しない場合及び本件調書に必要事項が記入されていない場合は、入札を無効とする。

提出するものの口に「✓」印又は■（塗潰し）をすること。

また、本件調書に係る添付書類に評価項目として設定されている評価項目を評価しない。

工事名	〇〇〇〇	提出するものの口に「✓」印又は■（塗潰し）をしてください。
評価分類		
企業の施工能力	<p>本件工事の施工が条件とした認定工種(以下「当該工種」という。)に係る工事成績評定点の平均点に関する資料</p> <p>■ 令和4年1月から令和5年12月までの完成工事平均成績の開示(写し)</p> <p>同種・同規模工事の施工実績に関する資料</p> <p>■ 同種・同規模工事施工実績調書(様式-総3)及び施工実績を証明する資料(写し)</p> <p>優良建設工事表彰に関する資料</p> <p>□ 優良建設工事特別表彰又は優良建設工事表彰の表彰状(写し)(A4に縮小コピーして添付すること。)</p> <p>ICT活用工事への取組状況に関する資料 ※評価項目として設定している場合</p> <p>■ ICT活用工事への取組状況(様式-総5)</p> <p>■ 工事成績評定通知書(別記様式第1号)又は施工実績を証明する資料(写し)</p> <p>登録基幹技能者の現場配置に関する資料 ※評価項目として設定している場合</p> <p>■ 登録基幹技能者の現場配置(様式-総6)</p> <p>ISO9001認証取得に関する資料</p> <p>□ ISO9001マネジメントシステム登録証及び登録証の写し(広島市内の事業所が認証取得している場合に限り)</p>	
配置予定技術者の能力	<p>提出必須</p> <p>■ 配置予定技術者調書(様式3-1)(写し)及び</p> <p>同種・同規模工事の施工経験に関する資料</p> <p>□ 提出必須の書類で確認</p> <p>■ 同種・同規模工事施工経験調書(様式-総7)及び施工実績を証明する資料(写し)</p> <p>優良技術者表彰に関する資料</p> <p>□ 優良技術者特別表彰又は優良技術者表彰の表彰状(写し)(A4に縮小コピーして添付すること。)</p> <p>若手技術者の配置に関する資料</p> <p>■ 提出必須の書類で確認</p> <p>継続学習制度の単位に関する資料</p> <p>■ 学習履歴証明書等(写し)(各団体発行の証明書等をA4に縮小コピーして添付すること。)</p> <p>主任(監理)技術者の資格に関する資料 ※評価項目として設定している場合</p> <p>■ 資格者証等の写し</p>	発注工事で評価項目として設定されているかどうかの確認は、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」で行ってください。
社会的項目	<p>災害復旧協力等の状況に関する資料(次のいずれかの資料を添付すること。)</p> <p>□ 広島市と締結した災害関連工事の契約書(写し)及び工事設計書(予算科目を確認できる部分)(写し)</p> <p>□ 広島市災害協力事業者登録申込書(広島市危機管理室の受付印のあるもの)(写し)</p> <p>■ 危機管理室災害予防課が発行する広島市災害応急対策に係る協力事業者登録証明(写し)</p> <p>障害者雇用の状況に関する資料(次の①、②のいずれかの資料を添付すること。)</p> <p>① 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者の場合</p> <p>■ 公共職業安定所へ報告した「障害者雇用状況報告書(事業主控)」(直近の6月1日以降のもの)(写し)</p> <p>② ①以外の事業者で障害者を常用(直接的かつ恒常的に)雇用している場合(次のすべての資料を添付すること。)</p> <p>□ 障害者雇用状況調書(様式-総8)</p> <p>□ 障害者を常用雇用していることが確認できる書類(身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳及び健康保険証等(写し))</p>	

所在地 広島市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
商号又は名称 〇〇建設株式会社
代表者 代表取締役 広島 太郎

同種・同規模工事施工実績調書

工事名 〇〇〇〇〇〇〇〇道路新設工事

施工実績	工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇道路改良工事
	発注者名	広島市
	工期	平成28年 4月 1日 ~ 平成29年 3月31日
	受注形態	<input checked="" type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体 (出資割合〇〇%)
	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> アスファルト舗装工 15,000平方メートル <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> <p>同種・同規模工事の条件を満たす施工実績を有する工事の工事内容を記載してください。同種・同規模工事の条件の確認は、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」で行ってください。</p> </div>
添付資料	竣工時カルテの写し	

- ※1 求める施工実績は、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」による。
- ※2 一般競争入札参加資格確認申請書に添付する施工実績調書（様式2）において、同種・同規模工事の施工実績を満たす工事を記載している場合は、本様式に替えて施工実績調書（様式2）の写しを提出することができる。
- ※3 受注形態の欄について、該当するものの口に「✓」印又は■（塗潰し）をすること。受注形態が共同企業体の場合は、出資比率を記載すること。
- ※4 施工実績がない場合は、本様式の提出を要しない。

所在地 広島市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
商号又は名称 〇〇建設株式会社
代表者 代表取締役 広島 太郎

ICT活用工事への取組状況

工事名 〇〇〇〇〇〇〇〇道路新設工事

ICT活用工事の施工実績を有する
工事名を記載してください。

<p>ICT活用工事及び 簡易型ICT活用工事の 施工実績</p>	<p>次のいずれかをチェックすること</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 広島市発注のICT活用工事の施工実績有り (工事名: 〇〇〇〇〇〇〇〇道路改良工事)</p> <p><input type="checkbox"/> 広島市発注の簡易型ICT活用工事の施工実績有り (工事名:)</p>
<p>施工実績を証明する添付資料</p>	<p>次のいずれかをチェックすること</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事成績評定通知書(別記様式第1号)</p> <p>ただし、評定の対象ではない工事は以下の2つの資料を提出すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 変更契約書の鑑の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 変更設計書(ICTでの施工が確認できる範囲)の写し</p>

- ※1 「過去2年間のICT活用工事への取組状況」が評価項目となっている案件でのみ提出すること。
- ※2 ICT活用工事及び簡易型ICT活用工事とは、「広島市ICT活用工事实施要領」に基づき実施された工事をいう。
- ※3 ICT活用工事及び簡易型ICT活用工事の施工実績は、広島市が発注した工事の場合にのみ評価するものとし、広島市以外の発注機関が発注した工事の施工実績は評価しない。
- ※4 施工実績がない場合は、本様式の提出を要しない。

所在地 広島市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
 商号又は名称 〇〇建設株式会社
 代表者 代表取締役 広島 太郎

登録基幹技能者の現場配置

工事名 〇〇〇〇〇〇〇〇道路新設工事

登録基幹技能者の種類	登録〇〇〇〇基幹技能者
従事する工種	〇〇工

- ※1 「登録基幹技能者の現場配置
- ※2 「登録基幹技能者の種類」及
項」に記載されている登録基幹
項」に、複数の登録基幹技能者
切に記載すること。
- ※3 「従事する工種」に記載の工種を施工中は、登録基幹技能者を常時配置すること。なお、工事
の途中での登録基幹技能者の交代は認める。
- ※4 当該資料に関する確認資料の添付は不要とする。工事完成後、登録基幹技能者を該当工種の施
工期間中配置したことが分かる資料を監督員へ提出すること。
- ※5 共同企業体での申請の場合、共同企業体の代表者のみが本様式を提出すること。共同企業体の
代表者以外の者は、本様式について提出を要しない。共同企業体の代表者から提出のあった本様
式にて評価する。
- ※6 登録基幹技能者を現場配置しない場合は、本様式の提出を要しない。
- ※7 本評価項目において加点点評価された場合は、落札者に履行義務を課すものとする。評価基準を
満たさない変更をした場合は、落札者の工事成績評定点を8点減点する。

入札公告の別紙「総合評価に関する事項」に記載されているとおりに
登録基幹技能者の種類及び従事する工種を記載してください。

所在地 広島市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
商号又は名称 〇〇建設株式会社
代表者 代表取締役 広島 太郎

同種・同規模工事施工経験調書

工事名 〇〇〇〇〇〇〇〇道路新設工事

配置予定技術者氏名	広島 一郎	
施工経験	工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇道路改良工事
	発注者名	広島市
	従事役職	<input checked="" type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人
	工期	平成27年 4月 1日 ~ 平成28年 3月31日
	従事期間	平成27年 4月 1日 ~ 平成28年 3月31日
	受注形態	<input checked="" type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体(出資割合〇〇%)
工事内容	<ul style="list-style-type: none"> アスファルト舗装工 15,000平方メートル 	
添付資料	竣工時カルテの写し	

同種・同規模工事の条件を満たす施工経験を有する工事の工事内容を記入してください。同種・同規模工事の条件の確認は、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」で行ってください。

- ※1 求める施工経験は、入札公告の別紙「総合評価に関する事項」による。
- ※2 一般競争入札参加資格確認申請書に添付する配置予定技術者調書(様式3-1)において、同種・同規模工事の施工経験を満たす工事を記載している場合は、本様式に替えて配置予定技術者調書(様式3-1)の写しを提出することができる。
- ※3 複数の配置予定技術者で申請している場合には、全ての配置予定技術者の同種・同規模施工経験調書(様式-総7)を別々に作成すること。
- ※4 従事役職の欄について、該当するものの口に「✓」印又は■(塗潰し)をすること。
- ※5 受注形態の欄について、該当するものの口に「✓」印又は■(塗潰し)をすること。受注形態が共同企業体の場合は、出資比率を記入すること。
- ※6 施工経験がない場合は、本様式の提出を要しない。

障害者雇用状況調書

(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外の事業者で障害者を常用(直接的かつ恒常的に)雇用している場合用)

所在地 広島市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
 商号又は名称 〇〇建設株式会社
 代表者 代表取締役 広島 太郎

令和 6年 9月 1日現在

区 分		合 計	事 業 所 別 の 内 訳				
① 事業所の名称			〇〇社				
常用雇用労働者数	② 常用雇用労働者の総数 (短時間労働者を除く)	22	22				
	③ 短時間労働者の数	0	0				
	④ 常用雇用労働者の数 (②+③×0.5)	22	22				
	⑤ 除外率(%)		20%	%	%	%	%
	⑥ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数(④-(④×⑤[端数切捨て]))	18	18				
	常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者数	⑦ 重度身体障害者の数 (短時間労働者を除く)	1				
⑧ ⑦以外の身体障害者の数 (短時間労働者を除く)		0					
⑨ 重度身体障害者である短時間労働者の数		0					
⑩ ⑨以外の身体障害者である短時間労働者の数		0					
⑪ 身体障害者の数 (⑦×2+⑧+⑨+⑩×0.5)		2					
⑫ 重度知的障害者の数 (短時間労働者を除く)		0					
⑬ ⑫以外の知的障害者の数 (短時間労働者を除く)		0	0				
⑭ 重度知的障害者である短時間労働者の数		0	0				
⑮ ⑭以外の知的障害者である短時間労働者の数		0	0				
⑯ 知的障害者の数 (⑫×2+⑬+⑭×0.5)		0	0				
⑰ 精神障害者の数(短時間労働者を除く)		0	0				
⑱ 精神障害者である短時間労働者の数		0	0				
⑲ 精神障害者の数 (⑰+⑱)		0	0				
⑳ 雇用障害者数 計 (⑪+⑯+⑲)		2	2				
㉑ 障害者雇用率(⑳÷⑥×100) [小数第3位四捨五入]		11.11%					

開札日の直近の1日現在で作成してください。

本項目は計算間違いが多いため、ご注意ください。
 【計算式(例)】
 $22 - (22 * 0.2[\text{端数切捨て}]) = 22 - (4.4[\text{端数切捨て}]) = 22 - 4 = 18$

- ※1 ⑥欄には④欄の数に⑤欄の除外率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときはその端数を切り捨てた数)を④欄の数から控除した数を記入すること。
- ※2 ⑤欄には事業の種類に係る除外率を記載すること(建設業は20%)。
- ※3 常用雇用労働者とは、1年以上継続して雇用されるものをいい、経営者は含まない。
- ※4 短時間労働者とは、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満で、1年以上継続して雇用されるものをいう。
- ※5 雇用障害者の、障害者手帳等の写し(障害の有無を確認するため)及び健康保険被保険者証等の写し(常勤雇用であることを確認するため)を添付すること。
- ※6 事業所全てを書ききれない場合は別葉とすること。
- ※7 障害者を常用雇用していない場合は、本様式の提出を要しない。

令和 6年 9月30日

所在地 広島市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
商号又は名称 〇〇建設株式会社
代表者 代表取締役 広島 太郎

広島製産品使用予定調書

工事名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇道路新設工事

対象資材①	該当資材① (a) <input checked="" type="checkbox"/> ・側溝類 <input type="checkbox"/> ・境界ブロック類 <input checked="" type="checkbox"/> ・柵、柵蓋 <input type="checkbox"/> ・インターロッキングブロック <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・	・(a)の合計額 (見積り額計) 【A】 2, 000, 000 円 ・(a)のうち広島製産品の使用額計 (見積り額計) 【B】 1, 750, 000 円 ・使用割合 【B】 / 【A】 $1, 750, 000 / 2, 000, 000$ $= 0. 875$ (小数第4位四捨五入) [87.5 %]
対象資材②	該当資材② <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・	・(b)のうち広島製産品の使用額計 (見積り額計) 【D】 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 ・使用割合 【D】 / 【C】 $〇, 〇〇〇, 〇〇〇 / 〇, 〇〇〇, 〇〇〇$ $= 〇. 〇〇〇$ (小数第4位四捨五入) [〇〇.〇 %]

記載する資材名は、具体的な製品名ではなく、広島製産品対象資材の表に記載されている資材名としてください。

- ※1 「対象資材①」及び「対象資材②」欄に記入する資材名は、入札公告の別紙「総合評価に係る事項」に記載されている該当資材をそのまま記入すること。
- ※2 「対象資材①」及び「対象資材②」欄に記入した資材のうち、広島製産品を使用予定の資材については、資材名左の「」に〇を記入すること。
- ※3 【A】、【B】、【C】、【D】の金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額を記入すること。
- ※4 【B】及び【D】に記入する金額は、上記の「」欄に〇を記入した資材の合計額とする。
- ※5 対象資材①及び対象資材②の分類及び、該当する資材については、入札公告の別紙「総合評価に係る事項」及び入札説明書の別紙「総合評価に関する説明書」の2 提出書類等についてを必ず参照のこと。
- ※6 共同企業体での申請の場合、共同企業体の代表者のみが本様式を提出すること。共同企業体の代表者以外の者は、本様式について提出を要しない。共同企業体の代表者から提出のあった本様式にて評価する。
- ※7 広島製産品の使用予定がない場合は、本様式の提出を要しない。
- ※8 本評価項目において加点評価された場合は、落札者に履行義務を課すものとする。評価基準を満たさない変更をした場合は、落札者の工事成績評定点を8点減点する。

令和 6年 9月30日

〇〇建設株式会社
代表取締役 広島 太郎 様

所在地 広島市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
団体名 〇〇〇〇協議会
代表者 広島 三郎 ㊤

清掃活動参加確認書

貴社は、〇〇〇〇協議会で実施した清掃活動に参加されました。

事業名	〇〇〇〇〇〇〇〇清掃事業
主催者名	〇〇〇〇協議会
参加時期	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 6年 4月 1日 (活動時間約2時間)
参加場所	〇〇〇〇公園及び〇〇〇〇公園
参加内容	次のいずれかにチェックすること <input type="checkbox"/> 歩道 <input checked="" type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> その他 事業所としての参加者数 約15人

活動場所が複数ある場合は、
すべて記入してください。

※ 元号は、適宜修正して記入すること。

令和 6年 9月30日

所在地 広島市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
 商号又は名称 〇〇建設株式会社
 代表者 代表取締役 広島 太郎

広島市内企業の活用状況

工事名 〇〇〇〇〇〇〇〇道路新設工事

本様式に係る添付資料はありません。

広島市内企業の活用状況	次のいずれかにチェックすること 本件工事において、 <input checked="" type="checkbox"/> 予定している下請企業（一次下請）がすべて市内企業である。 <input type="checkbox"/> 下請をせず直営施工する。
-------------	---

- ※1 入札公告の別紙「総合評価に関する事項」において、「広島市内企業の活用状況」が評価項目となっている案件でのみ提出すること。
- ※2 市内企業とは、広島市内に建設業法上の主たる営業所を有する企業をいう。
- ※3 共同企業体での申請の場合、共同企業体の代表者のみが本様式を提出すること。共同企業体の代表者以外の者は、本様式について提出を要しない。共同企業体の代表者から提出のあった本様式にて評価する。
- ※4 下請企業（一次下請）に市内企業を活用せず、かつ、直営施工をしない場合は、本様式の提出を要しない。
- ※5 本評価項目において加点評価された場合は、落札者に履行義務を課すものとする。評価基準を満たさない変更をした場合は、落札者の工事成績評定点を8点減点する。

履行確認チェックリスト (企業の施工能力)

工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇道路新設工事	履行義務の有無については、契約書に添付されている特約事項で確認してください。
工期	令和 6年12月 1日 ~	
受注者名	〇〇建設株式会社	
登録基幹技能者の現場配置	<input checked="" type="checkbox"/> 履行義務あり <input type="checkbox"/> 履行義務なし	

登録基幹技能者の現場配置		検査員確認欄
登録基幹技能者の氏名	広島 四朗	確認
登録基幹技能者の種類	登録〇〇〇〇基幹技能者	
技能者の講習修了証番号	第〇〇〇〇〇〇〇号	
所属する企業名	株式会社下請建設	
従事した工種	〇〇工	
従事した期間	令和3年3月2日 ~ 令和3年4月30日	
従事期間中の業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現場作業員の適切な配置 ・作業方法、作業手順等の構成 	未確認

- ※1 「履行義務あり」にチェックを入れた項目のみ太枠内の記入をすること。
- ※2 登録基幹技能者の確認については、以下の資料もあわせて提出すること。
- (5) 登録基幹技能者講習修了証の写し
 - (6) 健康保険証の写し
 - (7) 監督員現場確認時の写真
 - (8) 登録基幹技能者の配置が確認できる写真
- ※3 登録基幹技能者の途中交代があった場合、配置した登録基幹技能者ごとに本様式を作成し、上記※2の資料も提出すること。

履行確認チェックリスト (社会的項目)

工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇道路新設工	履行義務の有無については、契約書に添付されている特約事項で確認してください。
工期	令和 6年12月 1日 ~	
受注者名	〇〇建設株式会社	
広島製製品の活用	■履行義務あり □履行義務なし	
広島市内企業の活用状況	□履行義務あり ■履行義務なし	

広島製製品の活用		検査員確認欄
対象資材①の使用割合 80%以上 または 対象資材②の使用割合 50%以上	■使用した □使用していない	確認・未確認

広島市内企業の活用状況		検査員確認欄
一次下請企業すべて市内企業 または 元請企業が市内企業であり、下請をしない	□実施した □実施していない	確認・未確認

※1 「履行義務あり」にチェックを入れた項目のみ太枠内の記入をすること

※2 「広島市内企業の活用状況にある市内企業」とは、広島市内に建設業法上の主たる営業所を有する企業をいう。